

◎開議の宣告

- 石山米男 議長 おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。
- 

◎一般質問

- 石山米男 議長 日程第1、一般質問を行います。  
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
- 

◇ 佐 藤 清 春 議員

- 石山米男 議長 20番佐藤清春議員に発言を許可いたします。  
20番佐藤清春議員。

【20番（佐藤清春議員）登壇】

- 20番（佐藤清春議員） おはようございます。

新政会の佐藤清春です。今回はトップバッターとして一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先月行われました冬季オリンピック、皆さんもそれぞれテレビ等で観戦されたと思いますが、私も時間の許す限り観戦をいたしました。そして、選手の皆さん方の活躍に大いなる感動ももらったわけでありますけれども、その感動とともに昨年10月の感動が呼び起こされて、今回その勢いで質問することにいたしましたけれども、質問の中身は至って幼稚であります、本当に素朴な疑問を今回取り上げましたけれども、行政にはそのささいなことでも対応する優しさというものが必要ではないかというふうに考えあえて質問させていただきます。

さて、去年は日本国においても秋田県においても、そして我が横手市においても、歴史に残る大きな節目の年でありました。国においては、8月30日の総選挙で民主党が勝利し政権交代が実現、国民は新しい政治に大いに期待しつつも、政治とカネの問題や公共事業の配分等に見られる利益誘導型の旧態依然の政治に、失望感を隠せないのが現状のようであります。県においては、12年間務められた前知事に代わって新しい知事が誕生し、こちらも政権交代であります。

翻って、我が横手市においては、10月18日、合併後2回目の市長選挙と市議会議員選挙があり、五十嵐市長が見事再選を果たされ、五十嵐市政の2期目がスタートしました。市長はもっともっと住みやすいまちでありたい、もっともっと夢の持てるまちでありたいというスローガンのもと、39の施策をマニフェストに掲げましたが、新年度においてその39の施策のうち30施策について具体的に取り組む決意のようですが、1人でも多くの市民が横手に生まれてよかった、横手に住んでよかったと実感してもらえようようにさらなる奮闘に期待して質問に入ります。

まず、1つ目は組織機構改革についてであります。

これに関連したことについては、昨年の12月定例会でも我が会派の遠藤忠裕議員はじめ、4名の議員が質問しておりますが、今定例会に条例改正が提案されていることもあり、改めて質問いたします。

組織機構の見直しは、平成22年度を最終年度とする行財政改革大綱の中で重点事項に位置づけられており、職員の減少や市民ニーズ等に対応するためには、避けて通れない改革と認識はしながらも、改革が進めば進むほど、市民と行政の距離が遠くなり、市民サービスが低下するおそれがあり、本庁部局に権限が集中すればなおさらであります。

新年度から新たに地域づくり協議会がスタートしますが、地区会議やこの協議会だけで地域住民の要望に十分こたえられるとは言いがたく、市民との距離感を縮める努力を怠ってはならないと思います。

本年度は、新庁舎を考える市民会議での提言で、本庁機能の集約と地域局機能の維持を求められておりますし、議会の市庁舎建設問題等調査特別委員会でも分庁舎の集約と地域局の充実、そして将来に向けた庁舎の整備構想と庁舎整備基金の創設を望む旨の意見集約をしたことは、既にご承知のとおりであります。以上のことから、次の6点について市長の見解をお伺いするものであります。

その1点目は、今回の見直しに当たって市民会議や議会特別委員会の提言や意見をどのように反映されたのか。

2点目、地域局の見直しで市民へのサービスが低下するおそれはないのか。

3点目、来庁者が多いという理由で横手地域局だけが4課体制でなければいけない理由。

4点目、部を増設することは、行財政改革の流れに逆行することにはならないのか。

5点目、市民に開放予定の地域局庁舎の余剰スペースの具体的活用方法について。

そして、6点目、将来の庁舎建設や改修に向けた整備構想と庁舎整備基金の創設について、それぞれの考えをお伺いします。

次に、2つ目の質問は、県との機能合体についてであります。

説明では、効率的で質の高い行政サービスを提供していくためにとのことですが、地方分権改革の流れの中で、国と地方は上下主従から対等の関係へと生まれ変わるはずがそうはならず、また国から県へ、県から市町村への権限移譲も一向に進んでいないのが現状であります。市の業務を県が担うことは、考えにくいし、むしろ県でやっている仕事を押しつけられる、市の負担が増えることにつながるのか心配です。企業誘致や雇用対策を県と一緒にやって取り組むなどメリットもあることではと思いますが、県も市も職員の削減が進む中で、どれほどの効果が期待できるのか疑問です。市長は機能合体で何を指そうとしているのかご見解をお伺いします。

次は、ごみ処理統合施設整備事業について質問いたします。

この施設は、合併以前からの懸案事項であり、合併協議の際も庁舎建設の関連で話題に上り、合併特例債の適用期限内の建設についても既成の事実であったように思います。市では、これまで推進本部用地制定委員会、処理方式等選定委員会を設置し、準備を進めてきたようですが、27年度の稼働に向け、時間的に余裕があるのかないのか。またごみの収集方法はどうか。環境面の配慮はどうするのか。

これほどの大型事業でありながら、情報が市民にほとんど知らされていないというのはいかかなものではないでしょうか。

総合的見地から最適とされる最初の候補地、柳田工業団地付近断念から、候補地を市内全域に拡大しながらも、結局は既存施設の南部環境保全センター隣接地として用地交渉を進められているとのことですが、将来的に搬入コストの面などを考えて問題はないのでしょうか。以上のような視点から、次の4点について質問いたします。

1点目は、今の時点で想定される予算規模、施設の大きさ、そして処理方式等の考えは。

2点目は、27年度稼働に向けてのタイムスケジュールはどうなっているのか。

3点目は、選定過程において前回の教訓が十分生かされているのか。

4点目は、現在の候補地が最も望ましく最適地ととらえておられるのか。お答え願います。

次は、土地改良関連事業について質問であります。

政府のコンクリートから人への政治理念のもと、大型公共事業の見直しと無駄を省くために実施された事業仕分けによって、土地改良事業関連予算が大幅に削減されたことはまことに残念でなりません。

農業を基幹とする我が横手市において、農地を守り農村環境を保全しながら生産活動を継続していく上で、農地の基盤整備や用排水路の整備は必要不可欠な事業でもあります。大幅な予算削減によって、現在実施されている継続事業あるいは今後予定されている事業が、今後どうなるのか、農家の不安は募るばかりであります。市長はこのことをどう受けとめ、どのように対処しようとしているのか、以下の3点についてお伺いいたします。

1点目は、国の大幅な予算削減による我が市への影響はどうか。

2点目は、今後の対応策をどう考えておられるのか。

3点目は、昨年12月定例会で、成瀬ダムの建設促進を求める陳情が採択されておりますが、市長はその成瀬ダム建設促進期成同盟会の会長を務められておりますので、ダム建設に向けた今後の取り組みについて、市長の決意のほどをお聞かせください。

次は、最後の質問になりますが、スマートインターチェンジの設置の見通しについてであります。

この件に関しましては、我が会派の国交省での勉強会を契機に、一昨年12月定例会で土田祐輝議員が、そして昨年6月定例会では奥山豊議員がそれぞれ一般質問で取り上げ、市側から設置に向けた前向きな答弁をいただいていたところであります。

また、今年1月15日、横手商工会議所の新年会員交流会の席上、岩佐会頭のあいさつの中で、今年の商工会議所の重点目標にスマートインターチェンジの設置を掲げ、設置に向けた活動を展開していく趣旨のお話があり、ますますその必要性を感じた次第であります。設置の見通しについてお伺いします。

以上で、壇上からの質問は終わりますが、最後に長年にわたってひたすら市民の幸せを願い頑張ってください、この3月をもって退職をされます市職員の皆様に、そのご尽力とご労苦に対し深く感謝を申し上げます。どうかこの後も、ご健康で充実した人生になりますよう心からお祈り申し上げますとともに、

市政発展のためにご指導、お力添えいただきますようお願いいたします。

これで終わります。ご清聴ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お答え申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、組織機構改革について具体的にその中に6点のお尋ねがございました。

まず、1点目でございますが、市民会議等々の提言をどう反映したかと、こういうふうなお尋ねでございました。これにつきましては、昨年2月に市民会議からいただいた提言書、これに基づきまして、当市におきましては、本庁機能の集約化、地域局機能の維持手法あるいは地域自治を担う市民と行政との協働のあり方、さらには庁舎建設の是非について検討を重ねてまいったところでございます。

その結果、1つ目といたしまして、新庁舎は建設をしないで横手地域にある既存建物をできるだけ活用する。2点目は、地域局においては、職員は減るものの住民に身近なサービスはできるようにする。そして3点目に、地域局と地域づくり支援課が一緒になって住民活動を支援する、こういうこととしたところでございます。なお、本庁機能集約のために、本庁南庁舎の敷地内に、150人規模の職員が集合できる簡易型庁舎を建設したいと考えておるところであります。

2つ目に、地域局の規模縮小でサービスの低下につながる心配はないかというお尋ねがございました。

これにつきましては、既にご案内のとおり平成22年度以降組織機構改革によりまして、地域局の体制3課体制ということに予定をいたしております。現在の市の職員の数でございますが、類似する自治体と比較しても、なお2割程度多い状況にございまして、効率的でコンパクトな組織体制を構築するためには、引き続き一定程度の職員数の減は避けられない状況にあると考えている次第でございます。

現在、各地域局において窓口や相談業務を中心に行政サービスの最前線としての業務を行っているわけでございますが、今後も、これらの業務についてはサービスの低下を招くことなく、引き続きすべての地域局で対応するため区長にかわる地域局長の配置、そして地域事情に精通した職員を地域局に置くことといたしております。あわせて、本庁部局の職員が地域局との連携を密にしながら、積極的に地域に入っていく、これまで以上に市民の皆様と直接対応する体制をとり、市民の皆様が地域の行政サービスに対し不安を感じることはないよう本庁部局の体制も整えてまいります。

具体的には、地域づくり協議会を初めとした地域振興の業務の応援団として、総務企画部に地域づくり支援課を新設し、積極的に関与することといたしております。

なお、横手地域局についてのお尋ねでございますが、これにつきましては地域振興課そして市民課、福祉課、産業建設課の4課体制とする予定であります。これは窓口業務を中心に横手庁舎への来庁者が増加している現状でございます。平成18年で4,266件ありました戸籍住民基本台帳関係の届け出件数でございましたが、これが平成20年には7,295件と増えております。これなどに対応するためにも、市民福祉業務は、引き続きは2課体制で行うことが適当であるというふうに考えている次第であります。

この項の4番目の部の増設についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、現在の福祉環境部を市民生活部と健康福祉部に分割いたしまして、6部から7部にするという考えでございます。

この理由といたしましては、平成21年4月における福祉環境部の職員の数でございますが、非常勤を含めると486名と大変多いわけでございます。これは、他の部と比べまして、突出して多いという状況にあるわけございまして、これが1点でございます。また、第2点でございますが、この部門に関する行政サービスにつきましては、高齢福祉、子育て支援、健康づくり、国民年金など多くの市民の皆様に着目したサービスがほとんどございまして、今後一層のきめ細かな体制が必要となる部署と考えているわけでありまして。

また、今回の改革におきましては、税務の3課についても税に関する相談など、市民の身近なサービスの側面を重視いたしまして、戸籍等の市民関係業務や国保年金業務と同じ市民生活部への配置を予定しているわけでありまして。

このような方向性を踏まえまして、税や国保、年金、戸籍、環境、交通、防犯など、市民生活全般に関する業務を担当する市民生活部と、福祉や健康づくりを中心とした業務を担当する健康福祉部へ分割、移行しようとするものであります。

いずれにいたしましても、組織機構は政策を実現するための手段でありまして、これが正解というものはないというふうに思っている次第でございます。その時々を取り巻く状況や変化を見きわめながら、引き続き柔軟に見直しを図って対応してまいりたいと考えております。

この項の5番目に、地域局庁舎の空いてくるスペースの活用法についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、それぞれの地域において、さまざまな活動を展開している団体や市民の皆様へ開放することにいたしております。

その活用方法につきましては、ことし4月発足する地域づくり協議会においてさまざまご検討いただく予定でありまして、本庁機能が集約される今年末までに、それぞれの地域の実情に即した積極的な運用手法についてご提案をいただきたいと考えております。

この項の6つ目に、将来への対応について何点かお尋ねがございました。

これにつきましては、全職員を収容可能とするものは困難であるわけでありまして、老朽化によって建て替えが必要とされる地域局庁舎、これは現実的に申し上げれば平鹿、十文字、山内の庁舎でありますけれども、近い将来、建て替えの必要性が高まるのは避けられないところございまして、まずは地域の皆様の意見や提案を伺う機会を設け、順次建設に着手する方向としておるところでございます。

なお、地域局庁舎単体での建て替えについては、有利な財源がないわけでありまして、結局一般財源の対応ということになるわけでありまして。これについては、施設建設関連基金の創設について、前向きに検討してまいりたいと考えている次第でございます。

大きな2番目の県との機能合体についてであります。

これにつきましては、近年の少子高齢化だとか地方分権などの進展、また経済財政上の状況が一段と厳しさを増す中にありまして、県と私も市町村が協働いたしまして、その総合力で住民サービスの向上や地域の自立と活性化を図っていくために、秋田県市町村協働政策会議が昨年10月設置されたわけがあります。

その中で、県と市町村の双方が実施している業務全般を対象といたしまして、連携または一体化して効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す機能合体について、調査、検討が進められておるわけがあります。

当市におきましては、平鹿地域振興局との一市一局体制のメリットを生かしまして、他地域に先駆け機能合体に取り組むために、県の平鹿振興局と横手市における機能合体等に関する研究会を2月10日、設置したところであります。この研究会においては、健康、福祉、環境、商工労働、観光物産、農林、建設の5分野に実務者によるワーキンググループを置きまして、連携または一体化のできる業務のリストアップなどを行い、具体的に可能性と課題について検討を行うところであります。ことしの9月をめどに研究成果となる報告書を取りまとめる予定でありまして、議員の皆様にはまとも次第お知らせをいたしたいと考えております。

なお、機能合体の具体的な取り組みについては、可能なものから順次実行に移してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大きな項目の3番、ごみ処理、統合施設整備事業についてのお尋ねがございました。

具体的に4点のお尋ねがございましたが、そのうちの1点目でございますが、この統合施設の事業規模処理方式についてでございますが、これにつきましては可燃ごみの焼却施設であります熱回収施設、そしてペットボトル等プラスチック製用器、包装類を除いたびん、缶類などの資源ごみや不燃ごみ、粗大ごみ等を処理するリサイクルセンターの、大きく2つの施設整備を予定しているところでございます。

熱回収施設でございますが、平成27年度の可燃ごみ処理量が1日当たり99トンと推計されておりました、49.5トン規模の焼却炉2基、またリサイクルセンターにつきましては、1日当たり33トンの処理施設を想定いたしております。

概算事業費でございますが、処理方法によりまして事業費は異なるわけですが、熱回収施設につきましては最大80億、リサイクルセンターにおいては20億程度と見込んでおるところでございます。この熱回収処理施設の処理方法につきましては、現在庁内で組織いたしております処理方式等選定委員会におきまして、先進施設の視察などを行いながら、処理方式の選定をどのような手法で進めるのかも含めて検討している段階であります。

今後のタイムスケジュールでございますが、ご指摘にもございましたとおり、国の交付金、合併特例債を活用する関係から、その稼働予定を平成27年4月と設定いたしております。他市の事例も見るに、建設工事期間が試運転と合わせて3年間にわたっていることから、当市におきましても平成24年度から26年度までの工事期間を予定いたしております。

その前段となる平成22年度から23年度にかけては、生活環境影響調査と並行いたしまして地質調査や用地造成工事、都市計画制定を行い、必要に応じて農振除外等の各種手続なども実施することとなります。このことから、平成22年度の早い時期に、候補地の決定と用地取得に向けた取り組みが必要となつてまいりるわけでありませう。

この項の3番目に、用地選定の検討は十分なのかというふうなお尋ねがございました。

これにつきましては、ご指摘にもありませうとおり平成21年度から本格的な候補地の絞り込みを行ひまして、柳田工業団地付近を候補地として、6月から鋭意関係者との協議を進めてまいりました。その後の経過につきましては、9月と12月定例会でご報告申し上げませうとおり、関係者からの理解を得ることができず、全市を対象に再度候補地の選定を進めることといたしませうが、新たな候補地の選定には至らず、先ほど申し上げませうタイムスケジュールの関係もあり、既存の3施設を活用することも考え、その隣接所を拡大して候補地とすることができないか検討してまいりました。

3施設のこれまでの経緯や周辺環境、搬入道路や収集運搬効率、回避すべき条件など総合的に検討し、候補地として南部環境保全センター隣接地が最も優位な場所と判断したところであり、今後の取り組みについては、先般の行政課題説明会においてご報告いたしませうとおりであります。その後、2月10日に関係集落の自治会長さんに説明会の開催をお願い申し上げ、以降、関係集落の皆様と精力的に折衝作業を行つております。誠意を持って十分な事業のご説明と手順をしっかりと踏んだ上で、住民の皆さんの意向や要望も取り入れながらご理解とご協力をお願いしてまいります。

この項の4つ目に、最も望ましい候補地であると考えているかということでごございました。これにつきましては、事業を進める我々側からの視点で見るとすれば、前段に申し上げませう用地選定報告書にありませう候補地がベストであるということは言うまでもないところでありませう。しかしながら、このような施設の場合、やはり関係する住民や事業所など相手方のある話でありませうので、進める側だけの視点ではなかなか思うように進まないという側面があります。

そのような中で、現在折衝を進めております南部環境保全センターの場所は、アクセス道路として農道や県道、国道を利用できる環境にあることや、現在も市内の家庭系可燃ごみのほとんどを搬入し処理している状況にありませう。これまで、大きなトラブルもなく順調に推移してきていることから、総合的に判断し候補地として最も優位であるとの結論に至つた次第でありませう。

今後におきましては、何よりも地域住民の皆様に対し、これまでの経緯を丁寧にご説明申し上げるとともに、ご意見やご要望なども真摯にお伺いしながら話し合いを進めてまいります。

地域の安全・安心を確保するために、できるだけ市街地を避ける収集運搬ルートを設定し、地域や事業者ごとに振り分けるなどの検討と指導を行うなど、状況の変化を予測した配慮に努めてまいります。また、検討の内容や作業の進捗状況などは、その都度議会や関係者の皆様にご報告申し上げながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

大きな4番目に土地改良区関連事業についてのお尋ねがございました。

この中の1点目、2点目でございますが、政権交代によりましてご指摘にもあったとおり、前年度に比べ土地改良事業予算63.1%削減され、その影響が大変危惧されたところでもあります。特に、農地有効利用支援整備事業につきましては、平成21年度予算が削減されたことにより、横手市管内で7,400万円の事業が未採択となったわけではありますが、平成21年度は市に配分されたきめ細かな臨時交付金によりまして、すべての施行が可能となりました。しかし、平成22年度以降については、国の事業仕分けによって事業廃止となっております。

一方、削減幅が大きかった圃場整備事業や土壌汚染対策費との影響が懸念されましたが、平成22年度におきましては、県営事業をはじめ市が発注する事業も含め予算はほぼ確保されたところでもあります。しかしながら、平成23年度以降は、予断を許さない状況にありますので、県を通じて土地改良事業予算の確保に向けて国へ働きかけてまいります。

この項の3番目に、成瀬ダム建設に向けた取り組みについてのお尋ねがございました。

これにつきましては、私がこの雄物川水系成瀬ダム建設促進期成同盟会の会長を務めているというふうなことから、会員市町村との連携の中で、成瀬ダムは絶対必要ですと題するリーフレットを全戸配布し、県知事、県議会議長、さらには民主党幹事長や県選出国會議員に対する要望活動を行ってまいりました。

こうした活動にも関わらず、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を進める国土交通大臣の方針により、成瀬ダムは事業継続か否かの検証対象とされております。このため、国の平成22年度当初予算における成瀬ダム関連予算は平成21年度から継続する転流工工事など、現段階を継続する必要最小限の予算約27億円の計上となり、ダム本体工事に係る経費の計上は見送られたものと伺っております。国土交通省におきましては、ダム事業の検証に当たり、大臣の諮問機関である今後の治水対策のあり方に関する有識者会議において、ことし夏ごろまでに基準を策定し、その後個別のダムについて判断するとしており、年末にはその結果が示されるものと考えられます。

先ごろ有識者会議の事務局が行った治水に対する意見募集に対し、私は成瀬ダムについてしかるべき代替案が示されない以上、治水上はもとより水道水やかんがい用水など利水上が必要であるとの意見を述べたところであります。

今後も、引き続き県や関係市町村及び農業団体等と連携を深めながら、事業継続を求める活動を続けてまいります。

なお、横手市議会をはじめ関係市町村議会におきましては、成瀬ダムの事業継続を求める陳情書を採択いただいております。今後とも皆様の力強いご支援を賜りますようお願いいたします。

大きな項目最後の、スマートインターチェンジ設置の見通しについてでございます。

これにつきましては、平成21年5月におきまして、このスマートインターチェンジ整備の実現に向けまして、関係部課長による庁内勉強会を立ち上げたところでもあります。また、6月補正におきまして設置箇所の検討や、概略設計、設置による効果予測と必要性、設置に向けた課題の整理に要する調査費



600万円を計上いたしました。

しかし、国の公共事業見直しや高速道路無料化の社会実験の実施など、高速道路を取り巻く環境の変化から、スマートインターチェンジに関する国の整備方針が不透明になったため、今年度の調査実施を見送ることとし、本議会に予算の減額補正を提案いたしております。昨年10月には横手商工会議所から県知事あてにスマートインターチェンジの設置要望書が提出されましたが、市としても今後国の方針が明確になった段階で、すぐに対応できるよう国や県との連絡調整などスマートインターチェンジ設置に向けた取り組みを継続してまいりたいと思います。

以上であります。

○石山米男 議長 20番佐藤清春議員。

○20番（佐藤清春議員） それでは何点かについて再質問させていただきます。

1つ目の組織機構改革についてでありますけれども、これまでも市長の市政説明等でも、市長の考え方なりをお聞きしてきたわけですけれども、前回は質問された中に、今回の地域自治区の廃止に伴って、いわゆる特別職の区長がなくなり、次長級の局長を配置するということでしたが、先ほどの説明では地域づくり支援課の職員を、できるだけ、地域職員だけに限らないと思いますけれども、本庁部局の職員を地域局にできるだけ足を運ばせて、今までと市民との接点を疎遠にしないというふうなお話がありました。実は区長の任期を年度末までというふうなことをお願いしたけれども、区長さん方は全部、それをお断りして昨年いっぱい退任されたというふうな経緯を踏まえ、なぜそうなったのかというふうなことを考えた場合に、やはり区長さん方に権限がなかったというのが最大の理由でないのかというふうに思います。

まず、今回次長級の局長を配置するということですが、やはりそれなりに局長さん方に裁量権という権限を持たせないと、やはりどうしても本庁中心の市政運営になってしまうのではないかと。幾らきれいごとを言っても、行政と市民との乖離という職員方が目の見えるところにおらない、あるいは職員の側からいうと市民の顔がどんどん見えにくくなる、そういう傾向はこれからも出てくるのではないかと。思いますので、まず局長の権限というか、本庁部局の次長級ということですが、地域局の局長にそれこそ特別と言えれば特別になるかもしれませんが、何か裁量権というのを本庁部局の次長よりも加味した考えはないのかお聞きいたします。

○石山米男 議長 総務企画部長事務取扱。

○鈴木信好 副市長兼総務企画部長事務取扱 区長の権限について申し上げますと、合併特例法でも明確に書いてあるとおり地域局長にかわって区長を置くことができるというものであります。横手市の地域自治区では、区長の決裁権限につきましては地域に関するものに限り、副市長と同じ決裁権限になっておりました。

今回、まだその決裁権限のところまでは具体的には決めてはおりませんが、地域局長につきましては地域に関することに限っては、部長クラスの権限を持つような体制で進めるのがよろしいのではないかと。

というふうに考えています。ただし、その全市的視点に立った場合には、地域局長で、全市的に関連する部分については地域局長がその額なりその決裁権限でやるというわけにはまいりませんので、あくまでも地域に関するものに限っては今の次長とかそういうことではなくて、事務所の長でありますので、部長クラスの決裁権限でよろしいのではないかとというふうに考えていますので、今後内部で詰めまして、なるべく早くお知らせしたいと思えます。

○石山米男 議長 20番佐藤議員。

○20番（佐藤清春議員） それとあわせて、人事権は市長の権限でありますけれども、やはり地域に精通した職員を配置していただけるということは大変ありがたいことだというふうに思いますが、今度また今まで総務が担当しておりました人事課を設置することですので、そこが人事のかなめになるのかというふうに思いますが、あくまでも地域に精通したと言えば局長が地域の職員方、一番よくわかることなので、やはり人事に関しても区長さん方の意見を参考にしながら、できるだけ市民サービスが低下しないような配慮をお願いしたいというふうに思えます。

それから、市民会議の権限の中に、これは地域局の機能を維持すべきだというふうな中でありますけれども、将来的にやはり職員の人数がどんどん削減されると、それに伴って職員の配置も少なくなるのではないかとというふうなことが懸念されますけれども、そういった市民へのサービスを落とさないというふうなやり方で、図書館や郵便局、スーパー、銀行などのさまざまな集客施設への窓口機能の設置、各種証明サービスの土日発行など、さらなる利便性の向上に向けた施策について継続的に検討すべきだというふうな文言がございます。これについては、どのようにお考えになっているのかお伺いします。

○石山米男 議長 総務企画部長事務取扱。

○鈴木信好 副市長兼総務企画部長事務取扱 簡単に申しますと、今総予算に占める人件費比率は20%超えている、今年はちょっと総予算が膨らんでおりますので20%ぐらいでありますけれども、この比率を、やはり住民の皆さんに迷惑をかけない程度にできるだけ減らしていかなければならないと思えます。それによって出たお金を施策のほうに回すというふうなことを、これからも進めていかなければならないと思えます。ただ一定のところでは、それ以上はできないということになるかと思えますが、そういう中で住民の皆さんの利便性を高めるためには、今申されたことが必ずしも地域局、役所に行かなければサービスを受けられないということでない方法があるとすれば、そのことについては十分検討していかなければならないと思えます。

かつて、郵便局が運輸省から総務省管轄になったときに、地方公共団体と同じ管轄でありましたが、郵便局での証明書交付なんかもいろいろ検討された時期もありましたが、今後はやはりお客さんができるだけ便利なところというのは、わざわざ役所に行くというのではなくて、ほかのところ集まるようなところでもそういう手続ができる方法をやはり検討していかなければならないと思えます。

結果として、やるかやらないかは別ですけれども、今はそれらについては、例えば個人認証とかさまざまな課題がありますので、それらが解決されるということになったときには、議会の皆さんとも十分

協議しながら、できるだけ市民サービスの向上に努めるようにしなければならないものというふうに思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○石山米男 議長 20番佐藤議員。

○20番（佐藤清春議員） それから、古くなった地域局を改修するというふうなお話もございますけれども、新年度において本庁機能を集約するという意味で、簡易型の庁舎を建設するわけですが、これで将来長きにわたって果たして本庁機能を集約するという形になるのかどうかは、私は疑問であります。遠い将来になるのか、近い将来になるのかそれは予測できないわけですが、あるいは調査、建設となると相当なお金がかかるわけです。

今のところ、特例債の適用期限までには建てる考えがないということですので、その後を考えたときに、将来のことは私の方が考えなくてもいいというふうなことも一方では言えるわけですが、そうでなくてやはり将来に向けて少しずつそのためのお金を貯金していくというか、そういう考え方もあっていいのではないかとこのように私は思います。特別委員会でもそういう意見が多数ありました。まず、今のところ考えていないということですが、それについて再度お伺ひいたします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほどの答弁で申し上げました部分であります。老朽化が進んでおります地域局庁舎の建て替えに対応するために、一定の準備は必要だろうということをお願ひした次第でございます。

今、議員ご指摘の新しい将来的な一本化した庁舎を建てることについての検討は断念いたしましたので、それに向けての基金を造成するという考え方は持っておらないところであります。

○石山米男 議長 20番佐藤議員。

○20番（佐藤清春議員） それでは、次に移ります。

2つ目は飛ばしまして、3つ目のごみ処理統合施設についてでありますけれども、先日の説明の中で確か本日というふうにはお伺ひしましたが、候補地となっている周辺の住民の方々に説明に向かうというふうなお話を伺ひしましたが、これは懇切丁寧な説明が必要かと思っております。以前の柳田工業団地付近の際の住民説明会に、市長はどれほど足を運ばれたのかお伺ひいたします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 柳田工業団地を候補地としてその可能性を探るためのさまざまな折衝は、一義的に担当レベルでかなり念入りにさせていただいたところでございました。その中で地域の事業者、住民の方々はともかくといたしまして、事業者において反対する意見が多数寄せられたという報告を受けまして、この中で反対を主導的に言っておられる方にお会いいたしました。社長とお会いいたしました。市の考え方を申し上げ、そしてその必要性についてのご理解をいただくようお願いを申し上げましたが、その事業所においてその立地することによる企業の将来的な展開にマイナスな部分があると言われ、そのことによりまして、私ども断念した経緯がございました。

以上であります。

○石山米男 議長 20番佐藤議員。

○20番(佐藤清春議員) まず、その前回の教訓を、今回本日生かされるということになるというふう  
に考えますけれども、やはり市長が出向くのと担当職員が出向くのでは、相当の格段の違いがあろうか  
と思いますので、ぜひ先ほどの答弁の中でも時間があまりないように私は受けとめましたけれども、そ  
こら辺のところを勘案しながら、ぜひ住民の理解を得られるように努めていただきたいというふうにし  
ています。

ダム関連そしてスマートインターチェンジについては、国のほうの政権交代、政治理念というかそう  
いうことで、なかなか我々の望んだとおりに進んでいないというふうなお話でありましたけれども、市  
長はダムのほうについてはもちろん組織の推進する側のトップでありますし、そのスマートインター  
チェンジについても、設置が実現すれば横手市にとっての影響というか受益はかなりなものと考  
えますので、この後も引き続き頻繁に、国のほうに要望活動を続けていただきたいというふうなことを希望  
して質問を終わります。

---

◇ 木 村 清 貴 議 員

○石山米男 議長 1番木村清貴議員に発言を許可いたします。

【1番(木村清貴議員)登壇】

○1番(木村清貴議員) おはようございます。

新風の会の木村です。まず、初めに私個人としては改選後初めての一般質問となりますので、半年を  
経過してしまいましたが、おくれはせながら改めて市長に対し当選のお祝いを申し上げさせていただく  
とともに、2期目となる新市のかじ取り役としてのご奮闘をご期待申し上げる次第です。

また、この3月で退職される職員の方々にはこの4年半大変お世話になりました。今後も横手市の市  
政に対しご助言、ご助力をいただければ幸いとお願ひ申し上げます。

さて、補正予算の質疑でも出されたところではありますが、昨年秋に行われた市長選、市議選に関し  
てであります。この市民にとって最も身近と思える選挙の投票率が76%と低調だったことは、自分自身も  
選挙の当事者としてゆゆしき事態と感じざるを得ません。この地方都市の市民は、総じて義理がたい性  
格からか選挙だけは絶対に行くという人が多く、前回の選挙も80%を切ることはありませんでした。横  
手市では、今回の選挙から投票所が大きく統廃合され、そうでなくても高齢化著しい地区の市民の中  
には、今までの2倍以上も距離の遠くなった投票所に行くことに、大変なエネルギーを必要とした方もお  
られます。投票率の低さはこの投票所の統廃合が大きく影響しているのではないのでしょうか。当選後、  
報道機関のインタビューにも答えられておりましたが、ここで改めて市長の所見を伺います。

日本国憲法において国民主権が保障されていても、日本はスイスのような直接民主主義ではありません  
ので、日本国民はその権利を直接行使することはできません。そこで、投票という形で政治家に意思  
を託すこととなります。国政選挙あるいは都市部の選挙では50%、60%という投票率が結果として出る

ことは多くなっておりますが、私の目から見れば投票を棄権する、みずからの権利を放棄するということは、どんな政治をされても文句は言えない白紙委任とも解釈されます。これはまさしく民主主義の危機と言えらると思います。オーストラリアでは投票を棄権すると罰金が科せられます。また、ベルギーでは投票所に行かないと裁判所に呼び出されるそうです。これは投票率が下がっては、民主主義が維持できないという意識からの制度と思われまます。

今、市行政は経費削減、合理化の大義名分のもとに、投票率を下げってしまう原因をつくってしまったのではないかと。極論を言えば、民主主義の危機につながるような手伝いをしてしまったのではないかと。何か対策はあったのではないかと。非常に疑問が残りますので、今後の方向性と対策を伺うものです。

次に、近年深刻化している耕作放棄地の問題について伺います。

全国で、埼玉県1県分とまで言われている耕作放棄地は、横手市では平成17年の農林業センサスの資料によりますと、全耕地面積1万6,345ヘクタールのうち464ヘクタールまで進んでしまっております。5年も前の資料しかなく非常に残念ですが、ことしのセンサスの結果でもっと事態が悪化しているのではないかと危惧されます。これは、農業従事者の高齢化と深刻な後継者難が引き起こしていることは疑いないところであります。

この影響は、横手市における農林業生産額、環境、税収にとどまらず、国土保全の面からも、将来的には奥羽山脈、出羽丘陵の伏流水と思われる地下水に依存率が高い平鹿平野全体に及ぶものと危惧しており、この問題に早急に対策を講じるべきことは避けて通ることはできないものと考えます。

市長は、事あるごとに横手市の基幹産業は農業であると発言されておられます。このことはだれもが認めるところであり、横手市においては農業が立ち直らなければ、他のすべての産業もよくなりえないとの認識も一致しているものと思っております。

と申しますのも、横手市の農業産出額は秋田県1位であり、平成17年280億円で全国の自治体の中でも15位、平成18年は294億円で全国18位にランクされており、まさしく市長の言われる全国有数の田園都市と言って過言ではないところであります。

が、残念ながら平成15年の農業予算支出額は336億円であり、50億円も減少しております。米価の変動に左右される部分が大いとはいへ、市財政にとって特に国保財政、市税収納率などに与える影響は余りに大きいものがあります。

市長の目指す売れる農業、農産品のブランド化は非常に理解できますし、生産者にとって大きな励みとなっていると思っております。しかしながら、根底に横たわる耕作放棄地という農地をどうとらえているのか。農家の後継者難という生産者側の問題については、どう考えておられるのか。基本的な市長のお考えを伺うものです。

既に、長野県では林野化した放棄地6,626ヘクタールのうち4,175ヘクタールについて、山林への用途変更を目指し、調査する方針を固めたとの報道がありました。山林へ用途変更されれば、国から森林整備の補助を受ける道が開かれ、木材利用や温暖化対策としての整備、周辺の森林と一体的に有害鳥獣対

策も実施できるとの考えであり、農地として復旧できる放棄地と森林資源として活用を促す放棄地を分けて、両面の対策で耕作放棄地を減少させたいとしております。

このように、横手市でも耕作放棄地をもはや山林に用途変更すべきものと、農地として再生すべきものに早急に分類し、対策を講ずるべきではないかと思っておりますので、市長の見解を伺います。

また、国は、国内の木材自給率を、今後10年で24%から50%まで引き上げる目標を掲げた森林林業再生プランをまとめ、その骨子には、1、人工林の3分の2程度を対象に1ヘクタール100メートルの密度で作業道を整備する。2、森林所有者や流通関係者と連携して収益の出る作業計画をつくれる専門家を2011年度までに2,100人育成する。3、社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する。4、大規模で効率的な木材加工と流通体制を整備し、森林所有者に利益を還元するなどとしております。また、今国会に学校や庁舎など公共建築物への国産材の活用を奨める木材利用促進法案が提出される予定となっております。

横手市全体の面積は693.6平方キロメートルですが、そのうち370.81平方キロは森林であります。およそ53.5%は森林であるということです。これを有効な資源として活用すべき政策を持つべきと考え、あわせて市長の見解を伺うものです。

市当局においては、新年度予算において、かねてからお願いしておりました林業後継者育成のための補助金を盛り込んでいただきました。感謝申し上げる次第ではありますが、チェーンソー、草刈り機の講習補助のわずか19万円のみではいかにも弱いと感じます。世界的な木材需要の高まりによる国産材への追い風と、戦後植林された杉がこれから伐期を迎えること、地球温暖化対策のための針広混交林事業の推進など、将来的に見ると林業は横手市においても一大産業になる可能性を秘めていると言えます。林業に対する根本的な認識を新たに、担当職員を地域局にきちんと配置して取り組むべき産業と考えますし、雇用対策としても、もっと大胆に林業従事者の育成を講ずるべきと考えます。

また、先ほど触れましたが、同じ資料によりますと、平成17年横手市の販売農家9,403戸のうち実に3,413戸、36%の農家が後継者なしと回答しております。全体的な問題とはいえ、特に平鹿地区、大雄地区は42%の農家が後継者がいないと答えています。市の緊急雇用対策の中の新規就農者支援制度、これももっと手厚くすべきではないでしょうか。

最後に、市長の選挙のマニフェスト、横手市未来設計図の中の活力ある農業の振興に力を注ぎますという部分について伺います。

市長のマニフェストには、農業技術センターの創設、高付加価値農業の推進、農産品のブランド化と販売戦略の強化の3項目が記載されており、この最後の項目に関してはマーケティング推進課による取り組みを続け、さらに強化すると読みとることができますが、その他の政策に関しては具体的にどのような施策をお考えなのかを伺い、私からの一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますけれども、この投票所の統合につきまして、これは選挙管理委員会において決定したということがございまして、これにつきましては選管の事務局長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

2点目の農林業の振興についてのお尋ねでございます。

その中の1点目に、耕作放棄地という農地についてどのようにとらえているかというようなお尋ねがございました。

これにつきましてであります、今年度から国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業がスタートいたしまして、市では農業関係団体などで構成いたします横手市地域耕作放棄地対策協議会を組織いたしまして、市内の耕作放棄地の解消に向けた事業に取り組んでいるところであります。

ご指摘にもございましたが、平成17年の農林業センサスにおきまして、横手市の耕作放棄地が464ヘクタールとなっております。しかしながら、この数字は必ずしも実態に即した数字ではない。自己保全農地や調整水田等も含まれていると思われまます。市協議会におきましては、平成20年から21年にかけて、耕作放棄地フォローアップ調査を実施し、その結果市全体の耕作放棄地は51.8ヘクタールとなっております。その内訳は、草刈りやトラクターで再生可能な農地が30ヘクタール、木立が生え抜根等が必要で重機が入らないと再生できない農地が21.8ヘクタールとなっております。

市では、今年度国や県の交付金事業を活用し、既に15.6ヘクタールの農地を再生しております。耕作放棄地の発生要因としては、農業の担い手不足や減反政策の長期化による不作付地の拡大あるいは耕作条件が悪いといったことなどが考えられます。私は、これらの農地は再生することにより、生産活動が可能な農地に生まれ変わる有効な資源であると認識いたしております。したがって、生産意欲のある担い手農家あるいは集落営農組織、法人に引き受け手となっていただき、耕作放棄地を再生し、より多くの収益を上げていただきたいと思いますし、そのことがひいては市農業の活性化につながっていくと信じているところであります。

この項の2つ目でございますが、林野化した放棄地を山林に用途変更すべきではないかというお尋ねがございました。

もともとが農地で長期間放置され、林野化した土地が主に中山間地域に散見されていることは議員ご指摘のとおりでございます。この件に関しましては、農地法や農振法の関係あるいは税法上の問題がありますので、今後関係部署において可能かどうか調査をしてみたいと存じます。

この項に3番目に、林業政策についてのお尋ねがございました。

これにつきまして、国の方針として、計画的な森林整備を進めることで、貴重な自然を守り安定的に木材生産をし、森林の有する多面的機能を発揮させ、二酸化炭素の削減に努めたいとしているところであります。

市としては、積極的に造成してきた人工林が本格的に利用可能な時期を迎えることから、この2月末

に、横手市施行造林収獲間伐10カ年計画の策定をしております。今後毎年約35ヘクタールの効率的な間伐を実施することで、国の施策に沿った地球温暖化防止や水源涵養、生物多様性の保全などを進めたいと思っております。このほかに、林道開設事業や作業道開設事業及び病虫害防除対策事業などを実施しており、年間総額で約2億5,000万円の事業を行うことで、長期的視点に立った森林の適正な整備によって国土の保全と森づくりを今後も進めてまいります。

また、個人が所有する森林については、森林組合が森林施業計画を組み、国や県補助金を受け、森林整備が実施されていまして、事業費ベースで年間約4億円に及ぶ整備が進められております。さらに、今年度の国の補正予算により、国庫100%対応の新たな事業として、森林の情報活動や森林の被害状況調査確認等の事業が転換されているところであります。豊かな森林の恵みが、横手盆地への限りない潤いにつながっていると考えております。

この項の4番目に雇用対策としての後継者育成等々についてのお尋ねがございました。

林業後継者育成対策として、今年度横手市森林組合では林業後継者育成研修に取り組み、国の緑の雇用担い手対策事業で1名、県の緑の雇用拡大推進事業で2名が雇用されております。この事業の趣旨は、林業就業に意欲ある若者を林業の担い手として定着させるため、長期的なスパンで研修させ、林業への就業を推進するものであります。平成22年度においても、国の事業は継続されますし、県事業についても引き続いて実施されるよう要望いたしております。

市としましては、研修を受講しやすいよう雇用の前段として、チェーンソーや刈り払い機の操作講習に係る経費を助成するため、新年度予算に計上いたしております。

農業における新規就農者支援事業といたしましては、平成21年度は18名の研修生が、将来の就農を目指し、先進的な農業経営を営む農業法人、集落営農組織、認定農家等で研修を行っております。現在は研修生とその受け入れ先双方に月額5万円の補助金を交付しており、また研修生は受け入れ先から賃金をいただいていると聞いておりますので、市としましては現行制度での事業を継続してまいりたいと存じます。

大きな3番目の、市長の選挙マニフェストについてのお尋ねがございました。

ご指摘のありました農業技術センターの創設と高付加価値農業の推進についてであります。これは市政方針で申し上げました仮称横手市産地収益力向上協議会を中心にして推進したいと考えております。協議会では、農業生産のみならず流通や加工分野での取り組みを促進し、農業算出額の増加と農家所得の向上を目標としております。この協議会は県、JA、農家と商工業団体、各方面の専門家などにより組織する予定といたしております。また、協議会の中に専門部会等を設置いたしまして、ソフト事業を実施しながら、必要となるハード事業を展開してまいります。

なお、専門部会の一つとして生産技術に関する部会の設置を計画しており、その部会を母体として仮称であります。横手市農業技術センターの設置を検討してまいります。既存の施設を活用しながら、ソフト面を充実させ、農家の皆様へ栽培技術等の指導、普及活動を行ってまいります。



もう一つの高付加価値農業の推進につきましても、協議会の中の各専門部会で連携をとりながら事業内容を検討してまいります。この協議会の設立に当たっては各方面の機関、団体などによりご協力、ご支援をいただきながら取り組んでまいります。設立後につきましても、地域の収益力向上を目指し、多方面の事業を年度別計画に基づき推進してまいりたいと思います。

以上であります。

○石山米男 議長 選挙管理委員会事務局長。

○最上康吉 選挙管理委員会事務局長 昨年の市長選、市議選について、投票所の統廃合が投票率に影響していないかとお尋ねでございます。先ほど市長も申されましたが、投票区の統合は選挙管理委員会が決定したものでございますので、この件に関しましては、選管事務局から対応をさせていただきたいと思っております。

横手市選挙管理委員会は、昨年10月18日、横手市長及び横手市市議会議員一般選挙から、市内97投票区を68の投票区に統合して選挙を執行しました。この背景には、合併後の市内投票所の均衡を図ることとあわせて、投票管理者や立会人、事務従事者の確保が難しくなっているという事情もあります。高齢化が進む中での選挙区の統合に当たっては、単に効率化だけではなく、市街地や山間部などの地形や有権者数、長年の地域の実情等も勘案しながら決定をさせていただきました。

お尋ねの投票率の低下は、投票所の統廃合が影響していないかについてですが、今回の選挙の全体の投票率は76%ちょうどで、17年の選挙と比べますと、残念ながら8.03%下がりました。選挙の適正、公正な執行とあわせて、投票率の向上も選挙管理委員会の重大な任務であり、明るい選挙推進協議会の皆様のご協力を得て、若年層や高齢者層を中心に啓発に努めてまいりましたが、今回の状況を重く受けとめております。

今回のデータを分析してみますと、投票区を統合した投票所とこれまでと同じ投票所の間には、顕著な投票率の差は見られず、どこの投票所も前回の投票率を下回っている状況でした。ただ、お体の不自由な方や足腰の弱い高齢者の中には、これまですぐ近くにあった投票所が遠くなったので投票に行かなかったという声があるのも事実で、有権者の皆様には大変にご不便、ご迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思っているところです。

ご指摘のとおり、投票所の統合が多少なりとも影響していることは、このような声が聞かれることから推察されますけれども、新横手市がスタートした合併時の選挙と4年後の今回の選挙では立候補者数、当日の空模様などいろいろ条件も変わっており、一概に投票所の統合が直接投票率の低下につながったと断定はできないのではないかと選管では考えております。

次に、何か対策があったのではないかと。今後の方向性と対策についてですが、県内の各市の選挙管理委員会の職員の会議の席上でも話題になりますけれども、現状ではこれといった明確な対策がないのが実情で、期日前投票や郵便投票、不在者投票などの制度を有効に活用していただくよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、期日前投票に関しましては、市内8カ所の地域局に投票所を設け、告知日の翌日から投票日の前の日まで、朝8時半から夜の8時まで市内どこの投票所でも投票できる便利な方法になっておりますので、投票日当日に投票に出かけられないと想定される場合は、ご家族の外出などを活用して、ぜひ期日前投票所まで足を運んでいただくようお願いをいたします。

参考までに、今回の選挙の期日前投票率は、前回より9.94%増加しております。また、市内の大型店舗に期日前投票所を開設することで、投票者の利便性を図り、投票の向上を目指すことも選挙管理委員会としてぜひ実現したいと考えております。

なお、投票日当日に投票所にバスで送迎することは、選挙の公平性を欠くのでできないと県の選挙管理委員会から指導されていますが、地域局によっては、平日に役所と重立った集落との間に住民を送迎するバスを定期的に運行しているところもありまして、このバスに乗って期日前投票をされる方も多く見受けられます。今後、このような取り組みが各地域局でできないか、市長部局とも協議をしていきたいと思っております。

選挙管理委員会は、今後も定められた法制度や体制の中でより投票しやすい環境づくりに向けて、さらに検討をしなければならないと認識しているところでございますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 1番木村議員。

○1番（木村清貴議員） まず、先に選挙に関してでありますけれども、あまり投票所の再編は影響していないというようなニュアンスの答弁をいただきましたけれども、だとすれば市民が政治に対して無関心になってきているということだとすれば、市長も私たちも選挙に立つ側も、少し反省しなくてはいけないのかと自分で思うところですが、ただ、高齢者の中にはやはりもう我々の票は要らないのか、もはやこれは人権侵害だという、私は面と向かって言われた、こういう声があるのも事実でありますので。詰まるところは、公用バスの運行は無理だということであれば、やはり前に1度一般質問で伺いましたけれども、公共交通システムの構築が絶対不可欠だと私は思いますので、これに関しては必ず立身議員が通告されているようですので、そちらにお任せしたいと思っております。

次に、農業後継者のほうですけれども、市の今の現状、有効求人倍率が0.27、潜在の人を含めるともっと、0.2あたりまで下がるんじゃないかというような話もありますけれども、その中で若い世代がなかなか仕事はないけれども、農業のほうには向いてくれないという現実を考えますと、やはり新規就農者支援制度の5万円というのが、具体的に言いますと、島根県の海士町の商品開発研修生は月額15万だそうで、横手市でもそれぐらいまで頑張っただけで応援して、何とか若い世代に農業のほうに行政が指導して農業のほうに誘導してあげるといふようなところまでいかないと、なかなか振り向いてくれないんじゃないかと思うんですが、その辺市長いかが思いますか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほどの答弁でも申し上げたところでありますけれども、受け入れ先の農家、農業

法人にも5万円を給付させていただいているところがございますが、実態としては本人が受領する5万円に雇っている側の農家の方がその5万円を差上げているというのが実態のようでありまして、手元に10万円が入るといような構図になっているようでございます。市の実験農場において、雇用した部分については、そういうふうな仕組みをとっておりませんので、5万円のみであります、実際そういうふうな状況でございます。

議員ご指摘のような、先進的な事例というのものもあるようでございますが、そのことが農業に若い人が入ってくるインセンティブになるのであれば、これはやはり相当考えなきゃいけないだろうと思っております。今現在の私ども、担当の判断も含めてありますけれども、そういう問題だけではないのではないかとというような判断は今あるわけでございまして、そのためにこれを増額することによって例えば倍になるとかということが明らかであれば、これは願ったりかなったりの話でありますので、その検討もしなければいけないだろうと思っています。いま一度、農業に新しくつきたいという方々の気持ちを探る条件整備のあり方ですね、インセンティブとしての報酬も含めてでありますけれども、次年度でありますけれども22年度事業を進める中で検討してまいりたいと思います。

○石山米男 議長 1番木村議員。

○1番(木村清貴議員) わかりました。

そうすれば、次に現実の耕作放棄地の問題ですけれども、私いろいろお話を伺っている中で、農地補助の問題、農振法の問題、それから税法上の問題、確かにそうなんですけれども、実態はやはり高齢者の方の中には後継者もいない、自分でももうできない、ただ登記上は農地になっている。非常に農地である以上は、固定資産税がかかってきて、非常に年金生活者の負担になってきているケースがあります。

これはお願いですけれども、現実には現況課税ということで、農業委員会に申請すれば税法上の問題はクリアできるのかもしれませんが、では市民に広く知らされているのかという問題がありますので、その辺は市民に徹底していただきたい。

それから、先ほど51.8ヘクタールというお話でしたけれども、自己保全というのは、事実上私は放棄地だと解釈しています。非常にこの464ヘクタールと51.8ヘクタールでは相当な差がありますけれども、やはり市内全域を回りますと、広大な放棄地それから場所によっては、かなり優良な農地の真ん中の農地をつくっている方が耕作放棄地にしてしまって、周りの農地に迷惑になっているケースもあります。こういうものを具体的にどう対策をとっていくかという問題は、非常にこれから重い問題になってくる可能性があると思いますけれども、この辺はどうお考えでしょうか。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 先ほど市長が答弁されましたように、平成17年の農業センサスでは464ヘクタールということでございますが、県と市農業委員会で、平成21年11月末に具体的な耕作放棄地のフォローアップ調査をいたしましたところ、全体的には51.8ヘクタールということで、先ほども申し上げま

したように、草刈りやトラクターで再生可能な部分が30ヘクタール、伐根やら重機を入れなければ改善できない部分が21.8ヘクタールということで先ほど申し上げました。

具体的に、国の制度によりますと耕作放棄地を解消するには、第三者、いわゆる集団ですとか認定農業者が、それを手をかけて、その方から借りると。逆に言いますと、土地の所有者が国の制度のあれで介入することはできないということになっておりまして、その制度に乗って改善された部分が15.4ヘクタールということでございます。

今議員お話しのように、転作で四百何十の部分がそう見られるといたしますのは、いわゆる自己保全と調整水田でも入っているのかなど。調整水田につきましてはご存じのように水を張って調整するわけでございますので、比較的よく保管理されていると考えております。問題になるのは、自己保全でございます、自己保全についてはいわゆる耕起をしない田んぼということで、国の奨励金は入っていないわけなんです、転作にはカウントされるという部分でございます。

いずれ、この後も引き続き、農業委員会なり農業団体等との連絡を密にしまして、今私どもが昨年手をかけました15.6ヘクタールというのは、秋田県の中でも結構改善された面積としては上位を占めておりますので、引き続き力を入れながら地主さんの理解を得て、できるだけ改善に向かっていきたいと、その際は認定農業者なりあるいは集団の方のご協力、リスクの改善もいただきながら、前向きに取り組んでいきたいということを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○石山米男 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 固定資産税の関係についてお答え申し上げます。

木村議員さんおっしゃるとおり、固定資産税については、登記の地目でなくて現況課税に課税するのが建前になっております。それで、市は実態調査をしなければならぬという立場でおりますので、今までも実態調査はやっておるんですが、航空写真等を活用して、よりきめ細かな実態調査をしていきたいなとそう思うておりますし、毎年1回課税明細書というのを納税者の方々に配付してございまして、もし現況とその課税地目が大きく違っておられるとすれば、ぜひお知らせしていただきたいし、当然そのような広報活動は、今後もより丁寧にやっていきたいとそう思うておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○石山米男 議長 1番木村議員。

○1番（木村清貴議員） これは市長に一つご提案ですけれども、相当の面積のある放棄地は市で、行政で買わないでしょうか。それを再利用する手段はいっぱいあると思うんです。例えば、今実験農場1カ所、あそこも2町7反歩ですか、それを2人で頑張ってるわけですけれども、実験農場の増設とか、それから先ほどの研修生を入れる、もちろん市長の言われるこの技術センターに利用するとか、それから農地と空き家をセットで都市部に売り出すとか、再利用の方法はたくさんあるのではないかと。

もう一つは先ほど言いましたけれども、高齢者の中にはもう税負担が重いので、ただでもいから国に返したいという方も現実にはいます。ですから、買うといっても、あまり大した金額はかからないの

ではないかという、これは一つのご提案です。ぜひ検討していただきたい。

それから、現実に見ますと、耕作放棄地はカヤとかヨシとかクズ、ヤナギ、もう四、五年で多分だめになっていく。それが、市の全体の活力を、私、回ってみてもやはり元気をなくす原因にもなってしまふ。こういう気持ちになりますので、ぜひ早急に対策を考えていただきたいもんだと思っております。

農工商連携とかそれから6次産業という言葉、私は1次が成立しなければ、こういう言葉も成立しなくなると思っていますので、やはり農林業に対して思い切った政策を市長にお願いして質問を終わります。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほどの答弁の中で申し上げました仮称ではありますが、産地収益力向上協議会、かたまわしい名前で私も名称は好きではないんですが、行政がつくるということでこういう名称に落ち着きそうですが、いずれ地域を挙げて危機感をばねとして取り組むという6次産業化でございます。掛け算でありますから、ご指摘のとおり、整数でないはずだと、ゼロではまずいわけで、全て1以上でないといけないということは自明でありますので、そういう意味ではご提案のあった直営農場化というのは目的がないとなかなか難しいわけではありますが、そういう目的を明確にする中で、展望を持っているお手伝いすることはできると。

直接所有することが適当かどうかという問題はさりながら、使う活用の面においては、これはやはり積極的にやらないといけないだろうというふうに思っている次第でございます。農業公社の関係も、いろいろこれから展開してまいりますので、それとあわせて元気な農業、農村づくりのために努力してまいります。

以上であります。

○石山米男 議長 1番木村議員。

○1番(木村清貴議員) やめるつもりでしたけれどももう1回。

やはり、最初に何かを始めるというのは、相当な勇気がいると思うんです。私いつも思うんですけれども、徳島の上勝町の葉っぱを売るあのビジネスをやはり考えた方は最初は変人だと思われていたと思うんです。でも、やはり、最初に何かを始めるというのは、相当な勇気と相当な大胆な発想が必要だと思っています。

ですから、横手市でも横手方式というのがあっていいんじゃないかという気持ちは、いつも私は思っています。ですから、行政というのはいつも思うんですけれども、法律上これがあってやれない、もしくはやらないというのはいっぱい聞きます。やるためにはどうしたらいいかという発想になっていただかないと。やれない理由ばかり最初に並べるのではなくて、やるためにはどうしたらいいかというのをぜひ先に考えてほしいと思っています。ぜひよろしくお願いします。

○石山米男 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時10分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 播 磨 博 一 議員

○石山米男 議長 23番播磨博一議員に発言を許可いたします。

23番播磨博一議員。

【23番（播磨博一議員）登壇】

○23番（播磨博一議員） 会派さきがけの播磨博一でございます。

3月は旅立ちの季節と言われておりますが、先日の地元紙の報道によりますと、1月末現在で19人の高校生の方が、就職が決まらないで卒業を迎えようとしている記事がございました。まさに、これから社会へ飛び出そうとしているそのときに進路が決まらない、これはご家族あるいはご本人のみならず、関係者にとりましても大変憂慮にたえない事態と感じました。次の世代を担う若人に、大きな希望を持って羽ばたいてもらいたいという気持ちはだれしも同じではなかろうかと思えます。市におかれましては、でき得る限りのご支援のほど、今後とも見捨てることなく、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。そういう気持ちを持って、この後の質問をさせていただきます。

平成22年度予算についてであります。

予想をはるかに超えた景気の急激な変化や政権交代により、社会情勢が大きく変化しようとしている中で、平成22年度の予算編成に当たっては、市長を初め、職員の方々には大変なご苦勞をなされたことと思えます。農業政策の大転換あるいは子ども手当の創設など、ああ、こんなことが政権交代なんだと思わせるようなことが、いよいよ新年度からスタートするわけです。

今、国会では参議院で盛んに予算審議をしている最中ですが、予算成立そのものは年度内で確定したわけですが、関連法案を含め制度や施策の内容がまだ十分に固まっていないため、あるいは伝わるのが遅かったために、市の予算編成においてもそういった影響が多少なりともあったように伺っております。しかし、いろいろな事情があるにせよ、市長は激動の新横手スタートの1期4年間で、その中には激動があるがゆえに思いとは違った部分がたくさんあったと思えますが、先頭に立って市政運営をし、そして昨年秋の激しい選挙戦を制したことにより、2期目最初の今予算は、今後の市政運営に対して市長の覚悟や思いが盛り込まれたものと思っております。

施政方針の中では、マニフェストに掲げた39の施策のうち、30については取り組むとしておりますが、そのことを含め、平成22年度予算は横手市をどういった方向に導こうとしているのか、あるいはまちづくり、地域づくりをどうしていこうとしているのかをお伺いします。

この項の2点目になりますが、国の事業仕分けの影響があったのかどうかということです。

午前中の佐藤清春議員の質問の中にも触れられておりました、昨年秋のマスコミ報道で、まさに目に見える形で政権交代を思い知らされたのがあの事業仕分けのシーンでした。事業仕分けそのものは当然必要なわけですが、手法などについては国民の間にも賛否両論があり、関心が集まりました。よって、財政への関心が高まったことは効果の一つに挙げられると思いますが、それでは当市に関係するような仕分けがあったのかどうかをお尋ねいたします。

次に3点目ですが、今後の財政の見込みについてであります。

ここ数年の景気の落ち込みもあり、市の自主財源の根幹をなす市税の落ち込みが続いております。したがって、国の財政動向に左右されざるを得ない市の財政ですが、今後の見通しについてお伺いをいたします。

まず、地方債の見込みについてです。先般配付された財務4表によりますと、平成21年3月31日現在で、議会の予算審査の対象となる普通会計、特別会計、企業会計の地方債残高は、合計で959億4,652万円であります。これを同じ21年3月末の基本台帳による市の人口10万2,322人で割ると、93万7,692円になります。つまり、単純に見ると、市民1人当たり93万円以上の借金をしていることとなります。いろいろな事業の積み重ねとしての結果ではありますが、合併前の感覚からすると、その額の大きさに驚かされました。

そこで、まず合併当初の市全体の地方債残高はどのくらいであったのかをお尋ねします。また、今年度は横手駅東西自由通路などのまちづくり交付金事業や西部地区中学校統合事業などもあり、大幅な増額となっております。今後も学校統合事業やごみ処理施設など大型事業が見込まれており、さらには、下水道事業や浄水場整備を含む水道事業でも多額の予算が必要と思われまます。そこで、今後の見通しについて、残高が最高になるのはいつで、その額は幾らになるのか。また人口動態を加味した上で、市民1人当たりの額は幾らになるのかをお答え願います。さらには、償還のピークはいつごろで、その額と公債費比率との関係もお願いします。

次に、行政コストについて質問いたします。

これは市が1年間に提供した行政サービスに要したコストと、その行政サービスの対価として得られた負担金や使用料などの収入の差を純行政コストとしてあらわされる数字ですが、平成20年度の市全体の行政コスト計算書を見ますと、経常行政コスト696億3,433万3,000円に対して、収益が231億9,856万1,000円で、差し引きの484億3,577万2,000円が純経常行政コストになっています。市民1人当たり47万3,000円のコストになっていることです。私の素人的判断ですが、コストですから低いのがいいのではと考えられるわけですが、これをどういうふうに評価しておられるのでしょうか。また、市民満足度との関連も考えられますが、今後の方向性についてもお伺いします。

次に、売却可能資産についてですが、市税収入が落ち込む一方で、市には売却が可能な遊休資産も多くあり、その処分を可能な限り早く進めるべきと考えます。平成20年度末で、200平米以上の宅地、雑種地など9億9,764万3,000円の資産を保有しています。同じく20年度、売却状況としては42件、3,948

万5,000円の実績になっていますが、有効活用としてはなお一層の取り組みを期待したいわけですが、その取り組み状況についてお伺いします。あわせて、今後多くなる空き校舎等の民間への活用方についてお考えがありましたらお願いいたします。

次に、市内経済活性化対策についてお伺いをいたします。

長期にわたるデフレの嵐が日本じゅうを覆い尽くしている中で、地域経済も危機的状況にあると思われれます。相変わらず職を求める人が数多く、市の臨時雇用にも応募者多数で、事の深刻さを改めて感じております。市長は改選後の所信説明で、雇用の問題と全産業の発展、振興に力を入れて取り組むと表明されております。今の日本経済状況では、企業誘致は相当に厳しいと思われるので、まずは、今ある地場の産業をいかにして底上げして力強くしていくことが、喫緊に取り組まなければならない課題かと考えます。そういう観点から、以下の質問をいたします。

1点目として、農家所得の向上を図るため、仮称横手市産地収益力向上協議会を立ち上げようとしていますが、その具体的内容についてお願いいたします。

2点目は、大きく変わった農業政策への対応についてということです。

その中の1つ目として、新年度から米をモデル事業として戸別所得補償方式に移行するわけですが、あわせて減反が選択制になりました。このことについて私のところにも相談があるわけですが、どうもわかりづらい気がします。農家の立場からすると、どんな取り組みをすれば一番所得が上がるのかというごく当たり前のことですが、経営状況が皆違うので一概にいかないのです。

市では、制度の周知についてどんな取り組みをしているのか、また、それを通して農家の反応をどのようにとらえているのかお伺いをいたします。また、減反が選択制になるということは、米価が下がりますよということがはっきりと見えてきたのではないかととらえていますが、市長は、このことについてはどういうふうなご判断をなされているのでしょうか。あわせて転作作物への助成単価が大幅に下がることへの激変緩和措置として、国・県、そのほかに市単独でかさ上げをしていますが、それにより、昨年と比べてどの程度までの差になるのかお伺いをいたします。

次に、3点目として、商工会の合併についてお伺いをいたします。

4月1日に合併する新横手市商工会は、会員数1,994人を抱える県内第2の商工会組織となるようです。地域が広範なのと、会員に対するサービスが低下しないよう、十文字、平鹿、雄物川に3つの拠点センターを置き、さらに各地域に支所を置くようですが、やはり一番懸念されるのが、会員の退会、減少による組織の弱体化ではないでしょうか。

市では、このたびの合併に当たり手厚く支援をしているわけですが、さまざまな組織の合併を見てもわかるとおり、その運営が軌道に乗るにはそれ相当の時間と経費を要します。これまでも、商工会あるいはその会員がそれぞれの地域におけるいろいろな活動に積極的にかかわってきた経緯からしても、その重要性は明白です。したがって、今後も一定期間は、組織の急激な弱体化に陥らないようにそれ相当の支援を続けていくべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。



また一方では、親組織以上に懸念されるのが商工会青年部のあり方です。大きな社会変動の中で、時代の趨勢とともにそのあり方は当然変わるわけですが、このごろは余りにも会員の減少幅が大きく、その活動もかなりの制約が生じていると聞いております。会の性格上、経営の業態は多様であります、そのせいか、農業の後継者のようなさまざまな施策、支援は少ないように思われます。商工会の青年会員が、やる気、元気の出るような、そして経営を後押しできるような施策があつてしかるべきと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

次に商工金融対策債、いわゆるマル横についてですが、昨年、経済対策の中で、限度額が1,400万から2,000万に引き上げられた経緯があります。このことは商工会員から大変好評をいただき、よかつたなと思つているところです。ところで、今般の経済状況の中、本来の目的である設備投資や業務拡張に向けた資金需要だけではなかなか利用しづらいという声がありました。むしろ、今は経営を維持するための借り替えなど、資金繰り需要などにも臨機応変に対応をしていただきたいという声が多いように思われます。金融機関、保証協会などとの協議も必要かと思われませんが、市の対応をお伺いします。

最後の質問になりますが、海外旅行客の受け入れ体制についてであります。

市政報告にありますように、最近海外から、特に韓国、台湾、香港など、アジア圏からの旅行者が増えているようですし、また、一層の誘客活動を推進するとあります。1月に韓国で行われました出前かまくらも大変好評だったようで、人気ドラマ「アイリス」のロケ地めぐりツアーとあわせて大幅な観光客の増加が見込まれております。秋田空港発着の韓国便も大幅に利用者が増加しているようで、この機会を横手の観光収益増加に上手に結びつけてもらいたいと思つております。

そこで申し上げたいのは、市内には外国語表記の案内表示などが少な過ぎるのではないかということです。土産物店、レストラン、あるいはブームの焼そば店にだってあつてもいいのではないかというふうに思います。せっかく来てもらったお客さんでも、ほんの1時間ほどの滞在で次に向かわれるのではなく、せめて半日くらいは滞在してもらい、市内あちこちを探訪しながら歩いてもらえるような、あるいは1泊してもらえるくらいの体制は整えておくべきと考えます。観光資源はたくさんあるわけですから官民一体となった取り組みを望むものですが、市長のお考えをお伺いします。

以上で質問を終わりますが、今年度いっぱい退職なされます職員の方々には、本当にご苦労さまでございました。時の感じをあらわす言葉でよく言われることですが、長いようであつという間だったというふうなことを聞きますけれども、皆様のお考えはどうでしょうか。退職間際になりましての合併があつたわけで、新横手市のスタートのためには本当にご難儀なされたことと思つています。今後、地域に帰られましてからも、健康には十分にご留意なされまして、横手市発展のためあるいは地域発展のために、今後ともご尽力、お力添えをいただければ大変ありがたいと思つています。

壇上から感謝の気持ちを込めまして、そして質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2つの大きな項目での質問がございましたけれども、まず1点目でございますが、平成22年度予算につきましてからお答えを申し上げたいというふうに思います。

平成22年度予算でございますが、まず、昨今の厳しい経済雇用情勢に対処するために、新規高卒者緊急就職支援事業などに3億円を超える緊急雇用対策事業を計上いたしましたほか、住宅リフォーム事業など、経済対策事業についても11億円余り計上し、平成20年12月から実施いたしております経済雇用対策事業に切れ目がないように取り組むこととしている次第であります。

私の公約実現のための施策におきましては、地域主体の自治を推進するため地域枠予算を大幅に増額しているほか、学びの環境整備として西部横手地区の中学校統合事業を計上したところであります。また、活力ある産業を育成するため継続して取り組んでおります「食と農」からのまちづくり事業では、平成22年度は地域ブランド品開発に力を入れるほか、新規事業として、ものづくり創造支援事業や横手市元気回復プラン事業など、横手市発の新たな技術開発などを支援する事業も計上いたしております。

安全で暮らしやすいまちづくりでは、地方道路交付金事業や暮らしの道づくり事業予算を確保しつつ、横手駅周辺の交通アクセス改善のためのまちづくり交付金事業に約20億円を計上し、県南の中核都市にふさわしい都市機能の充実を図る予算といたしております。このほか、私の10の公約と具体的な施策について平成22年度予算での取り組み状況としましては、ご指摘もございましたが、39施策のうち、30施策については具体的に取り組む予算となっております。市民の皆様にお約束した施策については、すべてを平成22年度で予算化できたわけではありませんが、今後とも、公約に掲げた施策は、厳しい財政状況ではありますが、優先順位などを考慮して、実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

この項の2つ目に、国の事業仕分けの影響があったかというお尋ねがございました。

民主党政権におきましては、ダム建設事業や高速道路の整備などについて、これまでと大幅に異なる方針を示しております。ダムにつきましては、今後の有識者会議において個別のダム事業を判断することでありまして、高速道路の整備についても、料金無料化実験との関連で不透明であります。しかしながら、成瀬ダムにつきましては、ダムの完成を前提としたかんがい排水事業や上水道事業計画が進んでおりますので、事業の継続を、関係団体と連名で強く要望いたしております。またスマートインターチェンジにつきましては、現時点での政府の方針が示されておられませんので、今年度予算に計上していた調査費を減額し、政府の方針が示された時点で検討してまいりたいと考えております。

なお、事業仕分けによる国の補正予算減額の当市への直接的影響は、子育て応援特別手当支給が取りやめになったこと以外、大きな影響はありませんでした。しかしながら、土地改良区で行う農地有効利活用支援整備事業については、事業費が大幅な減額となったことから、市では土地改良区の計画した事業の一部について、3月補正予算のきめ細かな臨時交付金で国庫補助金減額分を補てんする措置を実施する予定であります。

この項の3番目に、今後の財政の見通しについてのお尋ねがございました。

合併当初の平成17年度普通会計起債残高は646億円でありまして、その後は起債発行額を抑制し、平

成20年度末では576億円まで減少してきております。しかしながら、平成22年度予算におきましては起債額が大幅に増額となっております。今後とも、学校統合事業やごみ処理施設建設事業等の大型事業が計画されていることから、起債残高は増加していくものと見込んでおります。起債残高のピークは、大型事業がほぼ終了する平成26年度で約704億円、償還のピークはその4年後の平成30年度で、元利償還金は普通会計で82億円程度と見込んでおります。実質公債費比率は平成32年度から20%台となり、その後も地方交付税の合併算定特例分の減少により、平成33年度にピークを迎えると予測しております。

また、先日公表いたしました平成20年度決算にかかわる財務処理の中の純経常行政コストは、市民1人当たりで、普通会計分が40万円、連結ベースでは69万5,000円となっております。これについては、他団体との詳細な比較はまだできておりませんが、人件費の比率が高いことから、類似団体と比較して高い数値になると予想いたしております。このため、今後とも集中改革プランの着実な推進による行財政改革を推し進めていく考えでおります。

次に、歳入の確保についてであります。売却可能資産の処分については、広報やホームページによる情報提供を実施するとともに、市民からの購入希望の申し込みに即時対応できる体制を整え売却を進めております。しかしながら、厳しい経済情勢から思うように進んでいないのも事実であります。なお、合併時から現在まで、一般財源の原資となった土地の売却額は1億7,200万円余りとなっておりますのでございます。

大きな2つ目の市内経済活性化対策についてのお尋ねがございました。

この中の1点目でございますが、仮称でございます横手市産地収益力向上協議会、内容につきましては先ほどの1番議員、木村議員にお答えしたとおりでございます。この協議会、計画を策定するだけでなく、組織の中の専門部会で事業を実施する予定といたしております。また、計画の見直しを毎年行い、適切な時期に事業を実施できるものと考えております。

この項の2つ目でございますが、大きく変わった農業政策への対応についてでございます。

新年度から始まります国の戸別所得補償モデル対策では、主食用米の作付面積に応じて一定の所得補償がされるとともに、転作については、水田利活用自給力向上事業によって助成が行われることになっております。現在、各JAと連携しながら、集落座談会などを通じて農家の皆様に対策の内容を説明し、周知を図っているところであります。水田利活用自給力向上事業における転作助成単価については、現行対策との減額分を縮小するために、県が国との協議により調整しておりましたが、この協議が終わりましたので、早急に農家の皆様へお知らせいたします。

なお、新対策では、現行の産地確立対策と比較し交付単価が大幅に減少する作物があることから、国・県とも激変緩和関連の予算を計上しており、横手市地域水田農業推進協議会へは総額1億2,200万円が配分される予定です。これに市単独の緊急支援対策予算4,000万円を合わせて活用し、対策の円滑な推進が図られるよう努めてまいります。また、米の所得補償モデル事業では、標準的な生産費用と販売価格の差額相当分が一律単価として交付されることから、集落営農等で農地を集積し、作業を集約す

るなどの効率的な経営を行うことによって交付金の効果が大きくなる仕組みとなっています。これまでも推進してきました組織化と法人化をさらに進め、規模拡大による低コスト農業を進めていくことが重要であると考えますので、引き続き、組織経営体の育成についても推進をしております。なお、来年度以降の激変緩和予算につきましては、平成23年度から米以外の作物も対象にした戸別所得補償制度が本格的に導入されることになっており、これに対応した国や県の動向を見ながら検討をしております。

この項の3つ目に、商工会合併についてのお尋ねがございました。

この4月から横手市商工会が新たにスタートするわけでございます。会員数、全体で1,911名ということであり、県内におきましては、由利本荘市商工会に次ぎ2番目の規模というふうなことになります。昭和35年の商工会法施行以来、それぞれの地域特性を生かしながら商工業の発展や地域貢献に尽力されてきましたことにつきましては、敬意を表するものであります。市では、運営費の一部として、新年度においても同額の支援をする予定であり、あわせて合併記念事業費などの支援も予算計上しております。会員規模が大きくなりますが、地域に密着したきめ細かな支援の継続や充実を図り、新商工会として地域経済活性化の先導役として、さらに期待いたしているところであります。

経済危機の影響等による業績の悪化、地域の抱える固有課題や共通する広域的な課題、後継者不足などによる会員の減少など、解決しなければならない事項も認識いたしております。このような状況の中でも、次代を担う商工会青年部の新部員数は119名の予定であると聞いており、一緒に行動できる仲間づくりや部員を拡大されることが、魅力ある地域づくりに結びつき、市の経済の発展、活性化の一翼になるものと期待しているところであります。市としましても、応援できる施策や事業などについて、関係商工団体や農業団体とも協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、海外観光客の受け入れ体制についてのお尋ねがございました。

海外からの観光客につきましては、香港、台湾、中国、韓国などからの旅行者が横手を訪れておりまして、その大半がツアー客でありまして、かまくら館あるいは秋田ふるさと村にお立ち寄りいただいた観光客数は、平成21年で1万7,000人ほどとなっております。特に昨年秋からは、議員もご指摘のとおり、韓国ドラマ「アイリス」の効果で韓国からのお客様が多くなっております。

市は、これまでも横手市観光連盟や国際教養大と協力・連携し、市内の主要な観光施設や宿泊施設に多言語看板の設置、宿泊施設等の従業員の皆様を対象に、外国人向け接遇講習などを行ってまいりました。また、多言語のパンフレットの整備もあわせて行っております。さらには香港を代表する大手旅行会社EGL社や、韓国の大手旅行会社ハナツアー社など、私が直接訪問してPR活動を行い、現在では太いパイプでつながっておりまして、多くの旅行者を送り込んでいただいております。しかし、ご指摘の観光案内看板についてはまだまだ足りない状況でありまして、年次計画を立てながら順次設置していきたいと考えておるところであります。

また、海外からの旅行者は増えているものの、市内への宿泊は伸び悩んでおります。この対策といたしまして、近隣市町村と連携し、横手での宿泊を盛り込んだコースづくりにも積極的に取り組み、海外

旅行会社へ直接PRしてまいります。宿泊事業者の皆さんとはこれまで以上に連携を深め、商談会などへも一緒に参加し、少しでも横手に滞在していただく方策を考えてまいりたいと思います。

以上であります。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 マル横についてのお尋ねがありました。

議員ご存じのように、マル横につきましては、その資金の使途といたしまして、事業に必要な設備資金はもとより運転資金についてもご利用できますので、よろしく願い申し上げます。

○石山米男 議長 23番播磨議員。

○23番（播磨博一議員） 22年度予算のほうから、若干、追加質問をお願いしたいと思います。

まず、大変評判よかった住宅リフォーム事業ですけれども、今般、県との連携の中でまた新たなスタートになったわけで、去年の額からすると、また市の経済効果が非常に大きくなるというようなお話ございました。この県との連携の中で、4月1日から申し込みあるいはその、何と申しますか、しようというその事業に乗った工事がすぐにできるのかどうか、その辺だけお願いします。

それから財政、地方債との関係になりますけれども、非常に大きな数字が後世に残されると申しますか、引き継がれていくわけですけれども、今のままの、今、想定されている公共事業を全部やると、さっき市長がおっしゃいました、例えば平成26年に704億、これ普通会計ベースの数字かと思っておりますけれども、償還のピークが平成33年になるということですから、非常に国の、あるいは地域の経済情勢が本当に厳しい中で財政の見通しがなかなか立ちづらいとは思いますが、公共事業のその見直し等は今のところは考えておらないということなのか、その辺の見通しをお願いしたいと思います。

それから住民サービスの件ですけれども、行政コストとの関連の中で、やっぱりコスト的にはもちろん低いほうがいいというふうに私も思いますけれども、一方で、事務的経費が非常にこれからも、もしかするともっともっと大きな割合になってくるのかなとも思いますけれども、そういった中で、やっぱり住民に対しての一番根本的なサービスと申しますか、いつも地域の方々、市民からは、細かなところに目配り、気配りが足りなくなったなというふうな、些細なことかもしれませんが、やっぱり市民感情からしますとその部分が非常に聞こえてくるわけで、午前中の機構改革の話にもありますけれども、やっぱり地域局のその充実なりもその中の一つにあらうかと思っておりますけれども、住民サービスとの観点からそのコストの観点あわせて、どういった形になっていくのかなということがまだまだ見えないような感じがしましたので、再度、ちょっとお願いしたいと思います。

それから、出ていく部分は相当切り詰めて財政の運営をされていくと思っておりますけれども、一方、入ってくる面におきましていろんな、例えば税金の滞納とかあるいは給食費とか、そういう、いろいろ入りの部分あるわけですけれども、その部分の滞納についての対策についてですけれども、近隣の市町村では、いわゆる差し押さえとか割と強い手段でそれを防ぐような手だてもされております。昨年あたりからですか、県との連携の中で、いろんな滞納部分を市と共同の対応をとって当たっていくというような、

そういう体制になっていると思いますけれども、差し押さえと、それから、またその差し押さえた物件なりが公売、そういった形で、今、それによって市の少しでも収入に充てていくというような手法が結構見受けられますけれども、横手市の今の状況はどうなっているのか、そこをお願いします。

○石山米男 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 住宅リフォームの関係についてお答え申し上げたいと思います。

今年度、21年度は年度途中から始めまして、大変混乱を若干招いたという点がありまして大変申し訳なく思っていますが、新年度は当然4月1日から受け付けを行いたいと考えています。ちなみに、県の分につきましてはもう3月から受け付けを始めていますけれども、現在のところ、問い合わせは何件かあったようですが、市の分との関係もありますので、県の分についてはまだ受け付けはしておらないと、問い合わせはありますが、受け付けはしていないという状況があるようであります。

以上であります。

○石山米男 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 財政関係について数点お尋ねがございました。

まず、起債を含めた財政の見通しについてのご質問だろうと思います。それで、実は財務部で、平成21年の遅くとも11月ころまでに中期の財政計画を見直そうということで、12月末ごろまで作成しようということを今年度の目標としておりました。というのは、前につくった財政計画後のいわゆるリーマンショックによる経済の悪化、それから、それに伴って想定していた交付税がすごく増えております。それで、つくったときの財政計画のベースがかなり狂ってきておりますので、現実に合わせて中期の財政計画を立てようとするにしておったところ、いわゆる政権交代で、その見通しが定かでないということでつukれない状態で、今一生懸命つくっておる段階でございます。まず、それを一つご報告申し上げたいと思います。

それで、財政計画の見通しですが、議員は起債残高を例に挙げておりますが、確かに起債の残高、これについてはかなり注意深く見ていかなければならないことと同時に、その起債の性質といたしますか、中身、いわゆる合併当時は元金そのまま、交付税算入もない生のいわゆる借金がかなりございました。それで、額が増えてもいわゆる交付税でバックになる過疎債や合併特例債、もちろん臨財債もそうなんです、それによって膨らんだ起債残高はそんなに怖くないと、そのように思っておるところでございます。

ただちょっと心配、ちょっとというか、その度合いはわかりませんが、心配なのは、合併特例が終わった段階で交付税の額が下がってくる、ということは、財務の実質公債費比率は計算式の分母が交付税が大半を占めております。分母が少なくなるということは実質公債費比率もはね上がるということになりますので、そこら付近、いわゆる33年、34年ころの実質公債費比率がどの程度になるのかちょっと心配でございます。いずれにしても、今の公共事業の計画で行って中期の財政計画がどのような推移をしていくのかというのは、今盛んにやっておりますのでもう少々時間をいただきたいと、そのよう

に思っております。

それから、行政コストのご質問もございました。

この前お示した行政コストは先ほど議員さんが申されたとおりなんです、市長も触れておりまして、市は今、関係、他の自治体と比べて人件費がちょっと高いです。ということは、同じコストでも人件費にかかわるコストが他の自治体と比較して高いだろうということは想像できます。ただ、今年度日本全国一斉に、ほとんどの自治体がこの財務4表を公表しますので、同じくらいの規模の町村と比べて、横手市では行政コストは高いのか低いのか比較できますし、高いとすれば、人にかかわるものが高いのか、ものにかかわるコストが高いのか、そういうことが比較できますので、これからの行財政運営にかなり参考になろうかと思えますし、来年もこの横手市の指標をつくりますので、今年度と比べて来年度はどのような流れになっているのか、これについても、市の財政運営を考えるためにはかなり参考になるものだろうと思っております。それで、当然お金だけの問題でなくて、きめ細かな地元根差したサービスは当然続けていかなければならないものだろうと、そのように考えます。

それから、一方、歳入の問題もご質問ございました。

議員申されるとおり、歳出ばかり切り詰めても、歳入のほうにも力を入れなければならないというのは当然のことでありまして、ただ、力づくで差し押さえするという考え方でなくて、担税力があって納めていただけない家庭、方を中心に、差し押さえ等も含めましてこれからも力を入れていきたいと思っておりますし、ことしの4月から全県一本で県の滞納整理機構ということも始めますので、そういう方はそちらのほうの滞納整理機構に移しまして、これからの収納についても頑張っていきたいなど、そのように思っております。よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 公共事業の見直しについてのお尋ねもございました。

これにつきましては、見直しは今まででも行ってまいりました。これからも見直しは適宜行いながら、しかし必要な事業というのは確かにあるわけがございますので、適切な将来予測、起債のことも含めた予測も含めながら、そういう予測をしながら、将来的には、いろいろほかの部分で我慢をしてでもやらなければならないことがあるだろうというふうに思っている次第でございます。そういう判断をしたときには断固としてやらなければいけないと、このように考えている次第でございます。

○石山米男 議長 23番播磨議員。

○23番（播磨博一議員） 次に市内経済活性について若干ご質問をします。

仮称横手市産地収益力向上協議会ですか、午前中も言葉出ておりましたけれども、この中身なり組織の構成を見ますと、6次産業化を見据えた中での取り組みになっていくのかなというふうに思われます。施政方針の中には高機能直売所を検討するような、整備するようなこともありましたけれども、これ具体的な何か、そういう動きなり決まったものがあるのかどうかお伺いをいたしたいと思えます。

それからその協議会ですけれども、いろいろ、何年から、その計画の中で進んでいくと思われま

れども、やっぱり日々の経営の中で生活を農業者はしているわけですので、できるもの、すぐできると思いますか、手をつけてもいいもの、つけられるものは、やっぱりスピーディーな対応をお願いしたいというふうに思っております。あわせて、今般の農政改革の中では、先ほど申し上げましたけれども、減反が選択制になったということで、私なりの考えからいたしますと、減反を守るといいですか、所得補償に加入する人はまず減反を守るから、それはそれで結構なわけですがけれども、一方で、そうでない方にはやっぱり米を自由にといいですか、それこそ好きなだけつくれるというふうな状況にもなるわけで、その兼ね合いの中で、米がどんどん余っていくのではないかなというふうに考えております。

先般、農協の方との話の中には、21年度産の米が売れなくて困っているというか、まだ倉庫の中につばいがあると、去年の倍以上も残っているというような話がありました。ことしの秋も、恐らくその減反が、割り当て分できたとしても非常に大きな量が持ち越されるのではないかなという懸念を抱いております。ということは米価にも当然はね返ってくるわけで、その部分の懸念が非常に大きいというようなことで、農家経営はもちろん、JAの経営にも非常に大きな影響が出るのではないかなという懸念を抱いております。

そういう中で、何年か前から、それこそ米価がどんどん下がりっぱなしですけども、それによって横手市の農業の産出額といいですか、所得額が減ってきているものと思われまます。これからも、余り上がるということは考えないほうがいいのではないかなというふうに思うわけで、そうなりますと、市長が前の12月議会でしたが、たしか寿松木孝議員の質問に対して、任期中に横手市の農業所得を5%アップすると、そういうふうな取り組みを一生懸命やるというような、具体的な数字を挙げておっしゃっていました。5%という数字になりますと14億から15億を、数字になりますと単純に14億、15億の所得をアップさせるというようなことで、その部分に対しては非常に大きな期待を持っております。

ですけども、やっぱり米価が下がっていくと、その一番の大きな部分の数字がすごく影響してくるわけなので、反対に、この上げる部分の努力というのは並大抵のことではできないのではないかなというふうに考えるわけですけども、それはそれとして一生懸命、まず取り組んでいただくというようなことで、長期的、もちろん早い段階でできることはすぐやってもらいたいという思いもありますし、長期的な戦略なりも、しっかりしたものを立ち上げてもらいたいというふうに考えるわけです。

米につきまして申し上げますと、例えば特裁米とか、エコ米ですか、エコ米というふうな取り組みが今非常に叫ばれているわけですけども、やっぱりその辺は市と、それから農協あるいは共済組合なりいろんな団体との連携も密にしてもらいたいというふうに思うわけですし、それから、その他の米以外のいろんな農業分野ありますけれども、それについても、実験農場の話もありましたけれども、やっぱり戦略的なその作目なり、あるいはそれからできたものの商品化なりも一体となったその取り組みを期待したいわけですけども、そういったことがこの収益力向上協議会の中でも対応されていくのかどうか。そうなりますと、非常に大きなボリュームの組織なり仕組みになっていくような感じがしますけれども、その辺のところはどうなっていくんでしょうか。



○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 いろいろお話を伺いましたが、最初に、具体的なお話で直売所の関係がございましたが、それにつきましては、実は市内のある直売所のほうから、こうしたい、ああしたいというような具体的な相談も受けていますので、そこら辺を発展させようということでのイメージを持っております。

いろいろございましたが、最後のお話のように、産地収益力の向上に関しまして、協議会のあり方ですとか全体的なお話ございましたので、今、私どもが想定しておりますことを若干お話し申し上げますと、まず、1つはそのスピード感ということでございますが、いずれ22年度から24年度までの、まず3カ年の計画を1つつくりたいということでございます。その計画から、そのプログラムの実現に必要なソフト、ハード事業を実施したいということでございます。それをもって5年後に、平成27年度ですが、産出額の5%以上を上げていきたいということでございまして、議員、冒頭おっしゃいましたように、6次産業化を目指すということでありまして、いわゆる1次産品だけじゃなくして、シイタケですとか、付加価値をつけた加工品ですとか、いずれそういうことを考えていきたいということでございます。

何回も申し上げますが、農業のことですから農業だけの関係者で考えるということではなしに、商工団体ですとか、消費者ですとか、それから流通の関係の方あるいは運送の方、それから、場合によっては発酵ですとかそういう方、それからいろんな食べ物に関する組織の代表の方等々を巻き込んで、できれば4つの部会をつかって、それぞれにやる事業、それからスピード感を求めるための年度別の事業等々を計画してまいりたいということで、今いろいろ準備をしているところでございます。できるならば4月早々には協議会を立ち上げて、議員の皆様にも全体像をお見せしたいということを考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 23番播磨議員。

○23番（播磨博一議員） 地域とも補償の関係ですけれども、実はいろんな事情の中で、雄物川地区でこれまでのとも補償を、来年度はまず一たん休むというふうな形になりました。今まで非常に、そのことによって出し手と受け手のほうの中で調整してきたわけですけれども、今後それを相対の中で、取り組むのは相対の中でしかできないというふうな形になりました。そういうことで、事務的にも手続的にも非常に煩雑なということが話の中でありました。そういった場合に、その出し手と受け手のほうのやりとりが円滑にいくような仕組みなり助言を、市あるいは農協と一緒に進めていただければ大変ありがたいと思いますけれども、その辺のことはいかがでしょうか。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 今般、農政が大きく転換されまして、JAの関与のあり方についても大きく変わりました。ただ、JAおものがわにお伺いしましたところ、今、議員おっしゃいましたように、農協としての従来のようなとも補償については実施しないということでございましたが、その面積等の調

整に関しましてはJAも積極的に事務支援をしていくということでございます。加えまして私どもの協議会のほうでも、全面的に農協と連携しながら農家にご心配をかけないようにしてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

---

◇ 齊 藤 勇 議員

○石山米男 議長 6番齊藤勇議員に発言を許可いたします。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） 日本共産党の齊藤勇であります。

まず初めに、昨日、十文字小学校の卒業式に行っていました。閉校ということがありまして、いろんな意味で感慨無量でありましたが、生徒の皆さん方は本当に、将来に向かってきらきらと輝いているこの姿に、そして歌でも、一生懸命希望を抱いてという、そういう歌詞を何遍も歌っている姿に、改めて感動を覚えました。そういう生徒の皆さんが卒業されて、いずれ近い将来、社会人になる際に、本当に少しでも安心して定住できる、そういう環境整備に一役かかっていきたいなど、そういう思いで質問を行います。

まず、第1点の組織機構改革についてであります。

これは行政の根幹でもあります。かねて、例の合併協議を経まして、それぞれの地域に本庁機能を保証するための、いわゆる分庁方式となって各町村がその特色を維持すると、そういうこととしてきたところであります。合併5年目の今度の組織機構改革は、現在の分庁方式では、なかなか一言でくれないわけですが、慣れないままに変わろうとしているんじゃないかと思えます。合併の約束でありますスローガンですか、理念は、サービスは高く、負担は低くという、そういうことでありましたけれども、この間、市民に対してどう果たし得たのか、翻って、合併してさっぱりいいことねえという、こういう多くの市民の声、これは今や共通の認識ではないかと思えます。

さて、平成22年度の施政方針の機構改革なるものは、さっき質問ありましたけれども、安心してサービスが受けられる、地域事情に精通した職員を配置するとしております。これまでの分庁方式では、連絡調整上、時間と経費の効率が悪くて大変であり、しかも市民を混乱させる、これが改革の理由のようでもあります。ところで、この今回の施政方針の中に、以前よりも増してこの地域重視の内容の文言が随所に出ております。何遍あってもよいわけですが、やはりそれぞれの地域に特色ある、米一つとってもそれぞれの味わいがある、とりもなおさず土や水といった条件が違う、これは大いに違っているわけでありまして、だからおもしろさがあると、このようにも思えます。

地域に根差した歴史や文化、伝統が生まれたゆえに、その町がつくられ発展してきたものだと、この点での認識は共有できるものと思えますけれども、そこで伺いたいのは、それぞれの地域局に局長を置きつつ、3課体制で対応するとありますけれども、実際、こう何人でといいますか、あるいはどういう

事柄についてという、そういうことが私の中では見えてきません。私としては、おおむね現状でよいのではないかというふうにも思うわけであります。ただ一つだけ、私もこの半年近い中で若干経験しましたけれども、やっぱり状況把握あるいは対処方針などを考え、協議をして方針を出す場合、やはり各部長のところはやはり1カ所に集約されてしかるべきとは、その点は思います。いずれ100年に一度という大変な経済危機の中で、二番底にも振り回されながら、不安定の雇用や働かされ方を余儀なくされてる市民にとって、やはり市役所、行政というものは、やはり一番のよりどころであり頼りになる場所です。住民主役の市役所づくりを、この点を切に願うものですがいかがでしょうか。

2つ目のごみ統合焼却場建設についてであります。

一般の住民生活の中で、やっぱりおかしとかあるいは不安と思う、そういう感覚をやはり大切にしたいと、これは私たち住民の共通の願いでもあるかと思えます。同時に、日々、科学技術に頼って生きている私たちは、時には立ちどまって考えることも必要ではないかと、このようにも思います。

いわゆる生ごみは、燃やすものではなくて生かすもの、世界の流れでもあります温暖化防止、あるいは資源循環型の社会の構築に向けて、いよいよこれらを当然視しなければなりません。これも質問ありましたが、当市は、平成27年度に生ごみを含む統合大型の焼却場を建設するために用地の選定に入っているところであります。この間5カ所程、柳田地区を中心に、候補地をめぐって地元との協議を重ねたけれどもなかなか決定に至りませんでした。言うまでもなく、毎日ごみは出ますし処理しなければなりません。そのために現代社会では、いわゆる焼却方式による処理が一般的であります。しかしながら、だからといって、前段申し上げましたように、今、主流のこのエコ社会が進む中で、相も変わらず一把一くくりで生ごみを燃やし続けること、今日びこれでよいのでしょうかということでもあります。

この、今の、あるいはこれからやろうとするそういうやり方については、私は将来にわたって大きなリスクを背負いかねない、このように思います。ですから、なぜ大型か、あるいはなぜこの生ごみを燃やすのか、やっぱり分別して有効な再利用、当市でもやっております、当時、管内の当該施設は市町村圏組合がつくりまして、大量の消費生活社会が横行してきた時代でありました。しかし、体験を通じて認識も高まり、変化、発展も起きてきたところでもあります。そこで私は、当局が言います、この単に迷惑施設だから断られたというのではなくて、もっと事前に情報、状況を出して、市民と一緒に考えて解決を図っていく、ごみの処理のことも正面から向き合っちゃべる、こういう姿勢、やり方がむしろ今必要ではないか。急がば回れ、この視点が大事ではないかというふうに思います。

施政方針で強調しておりますように、市民参加型、地域と行政の連携、それこそ大事であります。したがって、今こそいわゆるごみを一つのキーワードとした町の協働のまちづくり、本腰を入れたそういう作業こそ、いよいよ着手すべきときではないかと思えますがいかがでしょうか。

次に、3つ目の後期高齢者医療制度についてであります。

そもそもこの制度は、発足以前から事態が進むに連れて現代うば捨て山と評されて、75歳を境に、後期高齢者医療などとする医療サービスに批判が集中したのであります。その批判が高まるに連れて当

時の政府は、制度の名称を長寿医療保険とか、あるいは年金天引きの対象者を普通徴収に、また、被扶養者からの保険料を暫時免除をするなど、小手先の修正に走りまわりましたが、決して本質は変わるものではなくて、75歳以上ともなれば、だれでもやはり病気になりがちであります。総体的に医療費がかさむ弱い方々にこれ以上の自己負担を強いるなどとは、私は最も無慈悲な制度と言わざるを得ません。ましてや高齢化の著しい我が秋田県は、その影響、はかり知れないところであります。

長年にわたって本当に、戦後の復興からこれまで、地域の発展に貢献してこられた高齢者の方々が本制度に組み込まれてから、みずからがお医者さんを避けるあるいは行けない、いわゆる受診抑制、あるいは検査の回数を減らされるばかりか、重い病状のまま退院を余儀なくされる、裏を返せばといたしますか、言いかえれば、こういう事態の積み重ねが、結果として医療費が下がって、そのために黒字決算を生む、こういうことではなからうかと思えます。

こうした背景の中で、当該制度を議論する県広域連合議会の動向が注目されておりました。残念ながら、議会の結果は平均で102円、1人平均で3万7,108円に上ります、値上がりしますが、ご承知のとおり、秋田県内25市町村のうち13の市町村が本制度の廃止を求める陳情を採択し、7自治体が継続審査であります。そして今、全国どこでも現政権による廃止の先送りや国庫補助の増という公約破りに怒って、保険料の設定をめぐる真剣な議論が交わされております。そこで市長に伺いますけれども、2月18日の連合議会において、どのような姿勢で臨まれ、何を語られたのかを求めるものであります。

私からも、最後に、長年住民のために努めてこられました、そしてこの3月で退職される方々に、その労をねぎらい、後のちも地域発展に頑張ってくださいを願って、質問いたします。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 3点お尋ねがございましたけれども、まず1点目でございますが、機構改革についてのお尋ねでございました。

このたびの機構改革、組織機構改革は、ご案内のとおり、この3月で地域自治区の設置期間が終了となることに伴いまして、今後も市民ニーズに着実に対応し、また、新たな行政課題へも速やかに対処できる組織の構築に向けて検討を進めてきたものでございます。この組織体制につきましてはご指摘もあつたところでありますけれども、単に効率を図るのみではなく、市民の目線に立った最大の効果が上がるような体制が必要と考えております。

この4月の組織改変は主に地域局を中心とした改変でございまして、ご指摘のとおり、3課体制を基本といたしまして、特に幹部級職員には地域事情に精通した職員を配置するなど、市民の皆さんのとまどいをなくすように留意いたしたいというふうに考えておる次第でございます。また本庁と地域局と本庁、たらい回しなどすることのないように、職員に周知を徹底してまいらなければならないと思っております。

本格的な組織改変は、平成23年1月に行う部の再編からとなるわけでございますが、市民の皆様への

周知は怠りなく、また手法などでも、わかりやすいお知らせとなるように配慮いたしたいというふうに思います。組織は人なりと申しますけれども、究極のかぎは職員の意識改革にあるというふうに思っておる次第でございます、引き続き徹底した職員研修を進めまして、市民の皆さんの期待にこたえられる職員の育成に努めてまいりたいというふうに思います。

2つ目に、ごみ統合焼却場建設についてのお尋ねがございました。

当市におきましては、生ごみの減量化、資源化対策といたしまして、各家庭で手軽にできる生ごみ処理機の普及を図るために、購入価格の2分の1を助成いたしております。合併後の平成17年10月から平成22年2月末まで、270世帯が利用いたしておるところでございます。また十文字地域、そして山内地域におきましては生ごみを堆肥化するモデル事業を実施しておりまして、445世帯と公共施設等の協力によりまして、平成20年度実績におきましては43トンの生ごみの減量化がなされておるところであります。

大雄堆肥センターでございますが、地域の皆様のご協力によりまして、燃えるごみとは別に生ごみ専用袋により分別していただき、堆肥として資源化を図っており、平成20年度におきましては、市の家庭系可燃ごみ1万7,034トンのうち、約0.8%に相当する139トンの生ごみを処理いたしております。また堆肥センターでは、堆肥の品質維持のため生ごみ混入率を10%に抑えて製造しておりまして、さらに今年度、散布機を購入し、お客様へのサービス向上に努めたことにより堆肥の販売は伸びてきておりますが、経営については依然として厳しい状況にあるところでございます。

ご提案にございましたような全市を対象とした生ごみの堆肥化につきましては、これを処理するための施設の整備、また生ごみだけを分別するための市民への啓発、収集運搬回数増加に伴う収集経費の増大、堆肥の販売など、多くの課題がございます。このような現状から、今般のごみ処理統合施設整備事業については、平成27年度のごみ処理量を推計して整備計画を立てておりますので、ご理解をお願いいたします。また、地域での循環型社会の構築と「食と農」からのまちづくりを進めるためにも、生ごみの堆肥化は重要な課題であると認識しておりますので、今後、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

3番目に、後期高齢者医療制度についてのお尋ねがございました。

2月18日開催されました県の後期高齢者医療広域連合議会におきまして、保険料引き上げの条例改正案が提案され、可決されております。この議論についてのお尋ねでございますが、平成20年度の繰越金が36億円となっており、これを充当することで保険料の抑制が可能ではないかとの質問が出たところでございます。この繰越金36億円には、国や県並びに市町村等への返還金と、保険料の還付金が含まれておりまして、保険料に充当が可能な繰越額は15億円との説明でございました。また医療費の伸びも適正に算定した上で、平成21年度の剰余金見込み額と県に設置している財政安定化基金も充当しながら、可能な限り被保険者の負担増を抑制したと当局から答弁もあり、採決の結果、反対者1名で原案可決となったところであります。

新しい政権は、後期高齢者医療制度にかわる新しい制度を平成25年4月から施行するための検討をしているところでございまして、今後、徐々に新しい制度の内容が明らかになってくるものと思われまます。広域連合議会議員である私といたしましては、広域連合の事業運営に積極的に意見を述べていくとともに、市としても、市民の皆様に適切な情報の提供を図ってまいりたいと思う次第でございます。

以上であります。

○石山米男 議長 6番齊藤議員。

○6番（齊藤勇議員） ただいま市長は、市民の目線、立場に立って、サービスの向上あるいはたらい回しはしない、そのためにも職員の皆さんの意識改革、研修も積んでというお答えでありました。しかし実際、相当数減るわけですね。3課体制という名前ありますけれども、具体的にその人数だと思えます。

私は、特にもこの大変な目まぐるしい農政の改革にしても、あるいは経済不況で、さまざまなこのライフスタイルということから、質問にもありましたように、土曜日、日曜日の開所など、あるいは夜の開所など、そういった窓口対応も含めて、市長は繰り返し、施政方針でも今も、地域を重視するという、そういう言葉ありますけれども、実際問題、そういった農業者のあるいは起業するという、そういう意味でもこういった体制でやっぱり間に合うのかどうか。そして地域事情に精通した方を配置すると、言葉ではいいんですけれども、あるいは顔見知りということでも悪くはないんですが、しかし、このとおり多様な生活実態でありますだけに、いろんな相談、あるいはわからない、そういう窓口の話が恐らく専らだと思えますよ。そういう点、実際問題どうなのか、十分にそういったものに耐え得るものかということを知りたいと思えます。

○石山米男 議長 総務企画部長事務取扱。

○鈴木信好 副市長兼総務企画部長事務取扱 まず、市民の目線というものの考え方ではありますが、1つには、役所に行ったときに、自分のことをわかってくれて一生懸命話をしてくれるという職員がいっぱいいるということも一つであります。もう一方では、市民の皆さんのいろんなサービスをしていく上で財源を確保しなければならない、財源を確保して市民の皆さんの、言ってみれば目線に立ったいろいろなサービスにこたえていかなければならないというふうなこともございます。ですから、役所のところに人がいっぱいいるのが市民の目線に立ったということではなくて、一方ではその職員、総人件費をできるだけ少なくしてもいろんな相談に乗れるというふうな体制をとっていかなければならないというふうに思えます。

また相談、確かに相談、いろいろなんですけれども、最近の相談はかなり専門的な相談なんかも増えてきている状況でありまして、例えば法律無料相談の回数、市でもやっておりますし、あるいは商工会議所とか社会福祉協議会とか、いろんな場面でその専門的な相談にも答えられるような体制も、市役所だけでなく一生懸命やっておりますし、地域局を中心にするところでは業務の見直しも行いまして、今、地域局で行っている仕事の中で、やっぱり全市的にやるべきだと、本庁を中心にしてやるべきだというものは本庁のほうに仕事を回すようにして、地域局では身近なサービスはしっかりやっていくとい

うことで、この後臨みたいということでもあります。

ですから、すべてのことが地域局でできるというふうにはならないかもしれませんが、例えば、専門的なものであれば本庁部門にその精通した者を置いて、場合によっては地域局に出て行って相談に乗るということもできると思いますし、少ない人数で、何とかして今のサービスを維持するように一生懸命頑張りたいと思います。午前中のお話にもありましたが、これだけいなければできないというのではなくて、少ない人数でも一生懸命やれる方法を一生懸命探して頑張りますので、応援もよろしくお願いたいと思います。

○石山米男 議長 6番齊藤議員。

○6番(齊藤勇議員) いわゆる財源の確保といいますか、合理化を図って、その分財源を図って、その保障のもとにサービスするという考え方もあるという、そういう答えでありますけれども、それ自体、話はわかるんですが、私は、何度も言うように、地域にやっぱり力がないとだめなわけです。とりわけ生産性というのは、やっぱり今ほど大事であってきわめる感がありますけれども、それこそ今、大事であります。そして起業ということも、国でも地方でもどこでも言われておるわけであります。

そうしたことから、私はやっぱり、まずはそういった生産性、起業ということについての存分に相談し得る、もちろん専門性あると思います。しかし、まず優先すべきは暮らしの最も保障になる仕事、生産性、ここにやはり最優先といいますか、重点を置くべきだと思いますけれども、この点、市長どうですか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 この課題は何も、それぞれの地域局という問題ではなくて、横手市全域が抱えている共通した課題だというふうに思っている次第でございます。地域における特殊な要因、それは利点であったり、あるいはデメリットな点もちろんあるかと思っておりますけれども、そういう特徴がありながらも全体として、地域を超えて産業振興、雇用の場の確保というのをやっぱり図らなければならないというふうに思っております。産業経済部丸ごとかかってこの課題に対応しなければならない、個別の地域局の入り口対応は、これは当然大事だというふうに思っておりますが、問題を解決するための根本は、丸ごと産業経済部で持っているさまざまな力とかネットワークを活用した中で活路を見出す、そういう努力がこれからも、これまで以上に求められていると。

先ほどの答弁の中にございました、産地の力を結集して5%収入を上げていくんだというのもその一つでございます。やはり全体で、個別の要素は十分に留意しながらも全体として底上げを図っていく、今の市場、マーケット、消費者の購買の行動等をにらんだ中で、我々は産地としてあるいは農業地帯としてどういうふうに進んだらいいのかということは、地域局を越えて全体で考える課題になっていくのではないかなと思います。そのような方向の中で、地域局の担当とも十分連携をとりながら、これはこれからも一生懸命取り組んでいかなければならない、そのように思っている次第でございます。

○石山米男 議長 6番齊藤議員。

○6番（齊藤勇議員） そうした概念といたしますか、これはわかります。ただ物理的に、言ってみれば窓口相談ですので、即座にそういったことが対応できるのかということになればちょっと疑問であります。しかし真剣に頑張るといふことでもあります。ただ、私1つ提案したいんですけれども、やっぱり3課体制ですから課長3名ということになりますか、いずれ、いま一つその辺をやっぱり分厚いものにして、この連携が本当に太いものになるように、そういう意味でも、もう少しやっぱり課長のその部分を幅広くするべきではないかということ、これは提案して、次に移ります。

ごみの焼却場ですけれども、生ごみについての貴重なもの、大切さ、市長は述べられました。結構、管内やっております。本当に貴重な体験、事業であり、実績でもあります。

ところでこの十文字、今、用地選定ということで目途されて、地元住民との話し合いが始まろうとしております。やはり私は率直に言って、なぜこの統合大型化なのか、そして本段にでも言いましたように、今のこの社会、いよいよもってこのエコの社会が始まっておるわけですし、それこそこれからきちりと見通しを持って据えていく、いよいよ今から始まると思うんですよ。その点で、当初のそういった検討委員会ですか、そこでの話し合い、いわゆる大型化、あるいはその生ごみも一緒に燃やしてしまうという相変わらずのそういったことが、今のこの社会の流れの中で本当に至当なのか、その点改めて問います。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 大型化の問題についてご質問がありましたけれども、先ほど市長も答弁いたしました。熱の回収施設、先ほど平成27年度の可燃ごみ処理量が1日当たり99トンと推計されており、49.5トン規模の焼却炉2基というような答弁をいたしております。現在の東部、南部、西部の処理能力であります。いずれも2炉でありまして、東部が80トン、南部が60トン、西部が40トンということで、これは8時間から16時間の稼働であります。これと比べた場合に、今の新たな施設が大規模なのか、大型化なのかということ、決してそうではないわけでありまして、この推計につきましても、この施設規模を算定する場合がありますが、稼働開始から7年を超えない範囲で最もごみの量の多い年度を基準とするというふうに定められておりまして、平成9年度から平成18年度までの人口の推移から推計される人口とごみの排出量の予測から、この稼働開始年であります平成27年度の可燃ごみ量を基準といたしまして、施設規模99トン、24時間稼働ということで設定しておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○石山米男 議長 6番齊藤議員。

○6番（齊藤勇議員） 規模とかその経緯、今わかりましたけれども、私のこの思いはやっぱり、残念ながら当初、十文字町南部環境保全センターの事故ありました。いろいろ原因等探られましたけれども、なかなかはっきりしたことはわからなかったけれども、やっぱり生ごみを燃やすために大変な燃焼で、炉もぶっ壊れるし、本当に不合理が多いんですよ。本当に、今予定されているこの99トンという施設は大仙市に既にありますけれども、6割も水だけだと。煮るようなもので、それこそ、これは本当に壊



れるのは当然だと思うんですよ。

紙や木や、あるいはナイロンの燃えやすいものなどは一般的にも、家庭でも本当に軽くといいますか、少ない、そういった燃料等で燃えやすいわけですからそんなに傷まないということも含めて、やっぱりこの際、やはり分別を何としてもやって、この流動床という計画ですけれども、やっぱり今日、その施設の長寿化といいますか、そういうふうに移していき、そういうことも大いにされていいのではないかと、そういう方向、今、社会全体にも少しあります。

まして当市は、基幹産業は農業であり、その行方といいますか、市長も強調されておりますように、本当に今、大事なところで今日も議論ありました。そういう点でも、大いにこのごみの再利用化、これは本当に、私は有効で着実に、本当に将来にわたっていいものだと思うんです。そういう意味からもこの長寿化、そういうふうに移していき、そういう意味も含めて、やっぱり、大型化と言いましたが、いずれ3基分のものを1つにするわけですからかなりの負荷も、お金の面でも、いろんなことからしてもあるわけでありまして、ですから、そういったやっぱり施設の、ある意味で、生ごみを分けると割合、建物が簡素で、逆にやっぱり長持ちするとも言われておりますから、そういう意味でも、何とかして分けて、そして長寿化を図るという点は、考えとしてはどうでしょうか。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 議員おっしゃるとおりだと思います。現在、先ほど市長も答弁いたしました中に、山内、十文字、それから大雄の生ごみ処理について答弁ありましたけれども、全市一気にというわけにはいかないわけですが、いずれ、現在燃やされている生ごみの再利用、やはり地球規模で今、地球環境ということが、環境保全ということが言われているときに大事な施設ですので、再利用できるものは再利用するというので、この後も生ごみの再利用あるいは減量化に努めるための意識の啓発、そういったような運動を続けていかなければならないんじゃないかなと思っております。それが大切な施設の長寿化にもつながるものと思います。よろしくお願いします。

○石山米男 議長 6番齊藤議員。

○6番(齊藤勇議員) 今、実際、十文字町に入って説明を代表の方にはしたという話ありますが、いざい周辺の人と称される方々のみ説明あるいは協議するだけでなく、ある意味で広くやはり情報、状況を知らせて、今言った循環型社会、エコの時代、再資源は本当に将来にわたって有効だということを初めから協議を開いてやるほうが、むしろ信頼を増して、まさに急がば回れで、私はある意味納得するものではないかと思うんですよ、むしろ。ですから、期限が平成27年供用という、その逆のスケジュールで、地権者よければあとよいと、出発するんだということではなくて、さっき言ったように話し合いの積み重ねて、私は、なるほどと思えば割合、本当に早く理解できる、そういう節もあると思うので、実際話これからという話もありましたが、そういった基本的な姿勢といいますか、考え方について、改めて問います。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 先ほど南部環境保全センターの建設の経緯等もお話ありましたが、やはり情報提供ということは大変大事であると思えますし、まずお話を聞くということ、そして不安を取り除くということ、そういったところから始めていかなければならないと思っております。かなり厳しいスケジュールではありますけれども、今日の夜も6時半から腕越のほうで説明会予定されておりますけれども、まずお話を聞いて、不安を取り除いて、きちんと情報提供をして進めていかなければならないと思っております。

民間でこういったような施設を建設する場合には、500メートル以内のいろんなところの関係者から同意をとるとかさまざまな制約があるんですが、市の公の場合はそれが無い。だけれども、関係する集落だけでなく、幅広く範囲を広げて、必要があればやはり説明に出向いたり、あるいは不安を取り除くためのお話をしていかなければならない、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○石山米男 議長 6番齊藤議員。

○6番（齊藤勇議員） 本当に私からもお願しますが、改めて、この点もう一つ。あそこは真人山という山がありまして、真人おろしということがあります。よく風が山にぶつかって回るといいますか、つまりそういうことで、結構広範囲にそういったばいじんといいますか、そういうのが飛散する、そういうおそれが多分にありまして、だけに500メートルとか1キロと言わず、広くひとつ、今言ったような姿勢で臨んでいただきたいというふうに思います。

次に、3点目に移ります。

市長は、2月18日の議会に臨まれて事務方からる報告を受けたということでもあります。この制度については、本段で言いましたように、当時、前政権のときに野党が共同して廃止法案、可決になりました。その民主党が政権をとって、大変な期待を担って、すぐ廃止になるかと思ったら先送りということで、本当に公約破りで大変な怒りを買っておるわけですが、今、新制度に移行ということで、ある意味、このまま我慢してということだろうと思えます。

しかし私は、やっぱり今の高齢者の皆さん方、一日とて、いわば待ってられないやっぱりスピードが求められていると思うんです。その上でも、やっぱりこの市の方針やあるいは議会としても、いち早く地方から発信して、先送りを許さず適時に廃止を求めるといった、そういうことがやっぱり必要なことだろうと私は思います。そういう点で、県内25町村のうちの半数以上がこの廃止を求める陳情について採択をしているわけでもありますので、そういう全体的なことからしても、やっぱり市長としてどうなのか、そういう議会の場で意思表示をされたのか、発言などありましたら、若干、内容についても参考に聞きたいと思えます。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今、議員からご指摘ございましたとおり、今の政権が平成25年4月をめどに、新たな制度に移行するための準備を今しているということをございまして、その中身についての議論という

のは、後期高齢者医療広域連合議会では特に議論をいたしたところはありません。私も、そういう方向に動くのであれば広域連合の議会の中で申し上げる必要性は、特にそのことについてはないだろうと思っております。

ただ、全般的な負担増の問題については依然として変わっていないわけでありまして、これは大変厳しい状況だなどということは同じように感じている次第でございます。これについては、これに限らず国民健康保険もそうですけれども、いわゆる一元化の問題に向かって動いている、まだ動いていないわけでありまして、そういう背景が生まれてきておりますので、そういう部分で、とにかく実質的な国民の負担が、高齢者にかぎった話ではありませんけれども、こういう厳しい経済状況の中でどのように判断していったらいいのかと、国の政策としてどうあるべきなのかということについては、私はこの議会の議員という意味ではなく、立場だけではなくて、市長会の構成員としても、やはりこれからも発言をしていきたいと思っております。

○石山米男 議長 6番齊藤議員。

○6番（齊藤勇議員） 聞くところによりますと、その議会当日、この一つの賛成討論、北秋田市の議長さんが行って討論したと言われております。やはりこの制度、問題があるということを行いながらも、しかし制度の存続といいますか、やむなしということで、賛成したようであります。

しかし東北では、値上げは秋田だけというふうに私聞いております。非常にそういう点でも残念だし、何と申しますか、秋田県全体として、この高齢者の皆さんに限りませんが、収入が減って、ほかの東北の県よりも若干安いということを言われますけれども、それだけ逆に厳しいということが言えるわけでありまして。そういった他県とも比較して、秋田が残念ながらこういうことになったという、そういうことに関して、ひとつ改めて、そういう点で望ましいのかどうか、そういった点での認識を市長に聞きたいと思っております。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今さら申し上げるまでもないわけでありまして、後期高齢者医療制度、県を単位とした制度でございまして、その県の抱える固有の状況というのはさまざまでございます。そういう中で保険料を決めるというようなことでもございまして、このたび秋田県においては、残念ながら値上げという方向で合意されたわけですが、隣県において、どういう状況が許したかは承知していないところでありますけれども、下げることができたということだというふうに思います。

いろんな財政状況を精査した中で、今般は、下げるための財源は見当たらなかったというふうなところに尽きるのかなと思っている次第でございます。今の仕組みを前提とする限りは、この保険料というのはなかなか簡単に覆るものではない、下げられるものではないということも、またあわせて感じて帰ってまいった次第であります。

○石山米男 議長 6番齊藤勇議員。

○6番（齊藤勇議員） せめて値上げをしないと、抑えることはできなかったかということでもあります。

全県的に1億7,000万余のお金があれば1,002円ですか、これを上げずに済むという、そのくらいの額です。確かに返還のあれありますけれども、それでも報告のとおり15億円何がしあるわけでありますので、その気があれば十分抑えられる、そういう財政でもあります。

私はやっぱり、本当にこれまで苦勞してきた高齢者の皆さん、こういうときこそ少しでも行政が、あるいは議会なり我々が、やっぱり優しくといいますか、温かく見守ってやってもらうという、今、地域の担い手、いろんなこの地域活動の主役といいますか、担い手中心になっているのが高齢者の皆さんであります。それだけに、こういった一方でこういう仕打ちをするというのは本当に無慈悲なことでありまして、そういうことから、敬意を表するという立場からも、やっぱり値上げなどは到底されてはいけないと私思いますけれども、最後に、市長言われますけれども、最後にそのことを問うて終わりにします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 後期高齢者医療制度の対象になっている方にとどまるわけではありませんけれども、医療保険の制度の中で、その制度の矛盾と申しますか、その苦渋にあえいでいる方々、多いわけでございます。こういう方々に対する思いについては、齊藤議員おっしゃることに大いなる敬意を表すると同時に、同感をする次第でございます。ただ、連合議会の議員として、あるいは横手市の市長として今できることは何かと考えたときに、なかなか見当たらないのも事実でございます。大変残念に、そして申しわけなく思っておる次第でございます。

これからもこの制度、あるいはこの制度にかわるものも含めて、こういう保険制度は続けていかなければならないわけでありますので、そういう制度構築に際しまして、地域における高齢者の方々を含むさまざまな方々の医療保険制度がどうあるべきなのかということについては、これからも積極的に発言をしてまいりたいと思います。

以上です。

---

### ◎散会の宣告

○石山米男 議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明3月9日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後 3時05分 散 会